

あつたかいね!

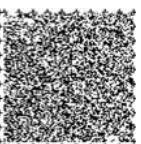
介護保険



令和6(2024)年度



港



港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

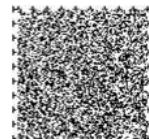
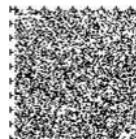
私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

もくじ

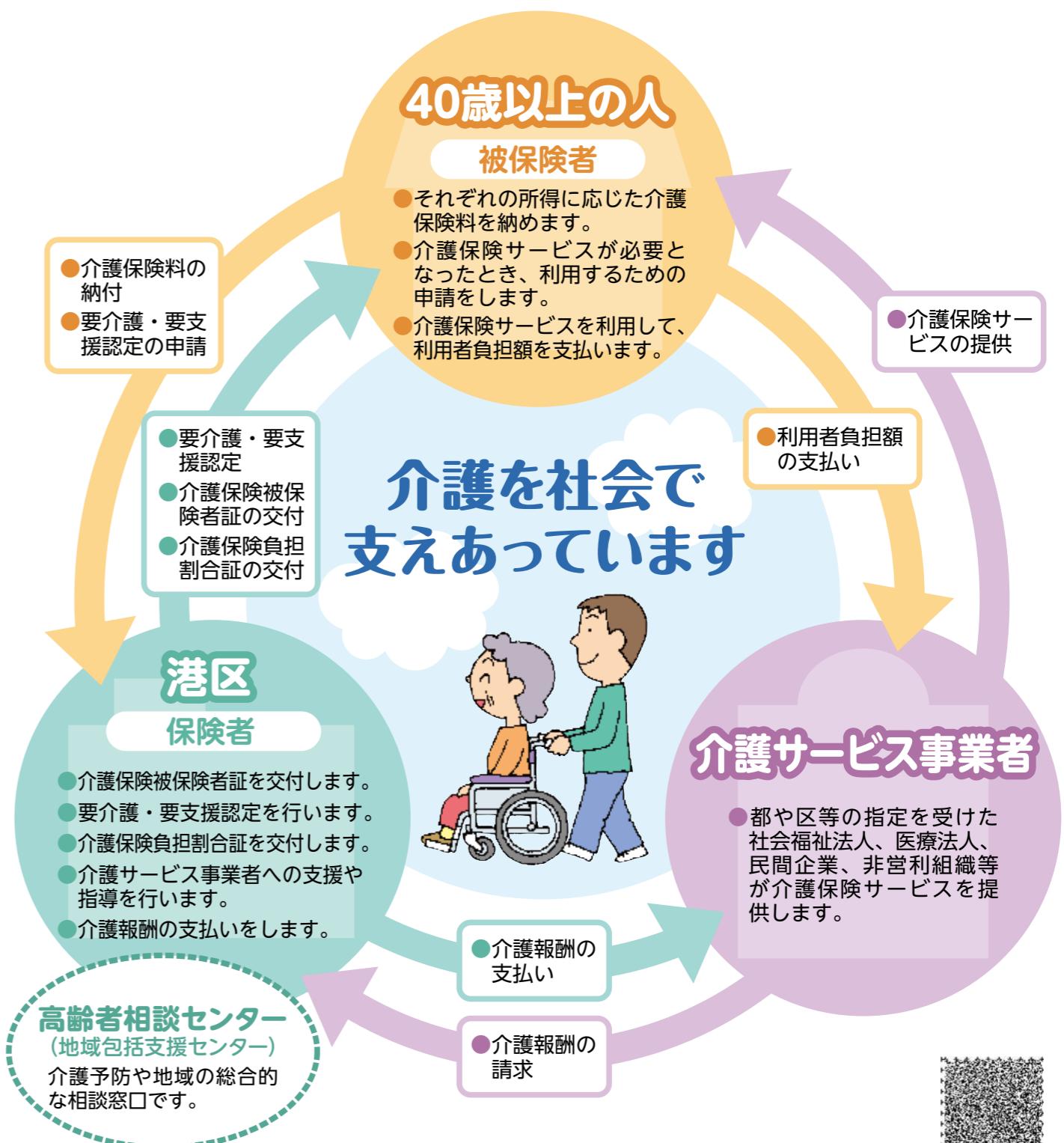
介護保険のしくみ	サービスの種類
介護保険に加入する人 2	居宅サービス 20~26
介護保険被保険者証 3	地域密着型サービス 27~29
サービスの利用のしかた	施設サービス 30~31
介護保険サービスの申請から利用までの流れ 4	保険料の決め方と納め方
要介護・要支援認定 5~7	65歳以上の人の介護保険料 32~34
ケアプランの作成と介護保険サービスの利用開始 8~11	40歳から64歳の人の保険料 35
利用者負担について	介護保険料を納めない場合 36
利用者負担割合の判定の流れ 12	介護保険料の減免・軽減 37
介護保険負担割合証 13	税金の控除 38
介護給付費通知 13	介護予防のために
居宅サービスの費用 14	介護予防・日常生活支援総合事業 39~41
介護保険の利用者負担が高額になったとき 15~16	相談窓口 42~43
介護保険サービスの利用者負担額の軽減・助成 17~19	日常生活圏域図 44~45
	介護サービス事業所一覧 46~53
	いろいろなお問合せ 裏表紙



介護保険のしくみ

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、40歳以上の人人が加入者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要になったときには費用の一部を支払って介護保険サービスを利用できるしくみです。港区が保険者となって運営しています。

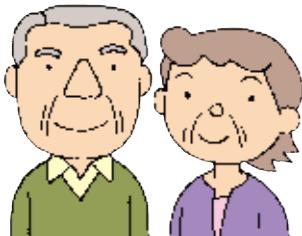




介護保険に加入する人

40歳以上の人には、介護保険の加入者（被保険者）です。原則、住民登録のある外国籍の人も加入します。年齢によって2種類に分かれ、介護保険サービスを利用できる条件も異なります。

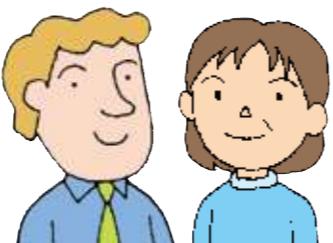
65歳以上のは 第1号被保険者



介護保険サービスを利用できるのは

介護や支援が必要であると
認定された人

40歳から64歳のは 第2号被保険者



介護保険サービスを利用できるのは

医療保険に加入している人で特定疾患により
介護や支援が必要であると認定された人
特定疾患以外、例えば交通事故等の理由で
介護が必要となった場合は、介護保険の対象
になりません。

特定疾患

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の理由となる心身の障害を
起こす病気で、16疾患が指定されています。

がん

(医師が一般に認められている医学的見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの)

関節リウマチ

筋萎縮性側索硬化症

後縦靭帯骨化症

骨折を伴う骨粗しょう症

初老期における認知症

(アルツハイマー病、脳血管性認知症等)

進行性核上性麻痺、大脑皮質基底

核変性症及びパーキンソン病

脊髄小脳変性症

脊柱管狭窄症

早老症

多系統萎縮症

糖尿病性神経障害、糖尿病 性腎症及び糖尿病性網膜症

脳血管疾患

閉塞性動脈硬化症

慢性閉塞性肺疾患

両側の膝関節又は

股関節に著しい変形を 伴う変形性関節症

介護保険被保険者証

介護保険被保険者証は、介護保険の被保険者であることの証明で、介護保険サービスを利用するときに必要な情報等が記載されています。記載内容を確認し、大切に保管してください。

介護保険被保険者証	
番号	
被保険者	住所
氏名	
生年月日	
交付年月日	
保険者番号 並びに保険者 の名称及び印	1 3 1 0 3 7 港区

港区 電話03(3578)2111(代) 〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号

65歳以上の人（第1号被保険者）

全員に介護保険被保険者証を交付します。
65歳になる人は、65歳の誕生日の前月までに介護保険被保険者証を交付します。

40歳から64歳の人（第2号被保険者）

要介護・要支援認定を受けた人や、介護保険被保険者証の交付を申請した人に、介護保険被保険者証を交付します。

介護保険被保険者証が必要なとき

- 要介護・要支援認定の申請（更新）をするとき
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するとき

介護保険被保険者証の再交付

介護保険被保険者証を紛失した場合、港区役所の窓口、郵送、電子申請にて、再交付の手続きをすることができます。申請様式は、港区役所ホームページから印刷することもできます。

窓口

- 港区役所介護保険課介護保険料係
- 各総合支所区民課窓口サービス係（芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南、台場分室）

郵送

介護保険料係までお問合せください。

電子申請

右記二次元コードから申請ができます。利用するためには、ICカードリーダライタまたはマイナポータルのアプリがインストールされているスマートフォンが必要です。



港区役所ホームページ

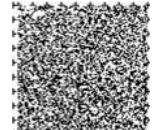


電子申請二次元コード

問合せ 介護保険課 介護保険料係 3578-2891～2897

住所地特例

港区外の介護保険施設等に入所（居）し、その施設所在地に住所を変更した場合、引き続き港区の被保険者となります。これを住所地特例といいます。新しい住所を記載した介護保険被保険者証を、港区が交付します。





介護保険サービスの申請から利用までの流れ

介護保険サービス・介護予防サービスを利用するには、「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。申請すると、認定調査や審査を経て、認定結果が通知されます。



①要介護・要支援認定の申請をします

介護保険サービスの利用を希望する人は、申請窓口（介護保険課介護認定係、各総合支所区民課保健福祉係、各高齢者相談センター）で認定の申請をします。

申請は、本人または家族、成年後見人、高齢者相談センター、省令で定められた指定居宅介護支援事業者や介護保険施設等に代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

●要介護・要支援認定申請書

●介護保険被保険者証

●健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）

要介護・要支援認定申請書は区のホームページからもダウンロードできます。
(<https://www.city.minato.tokyo.jp>)

②認定調査と主治医意見書

認定調査

認定調査員が自宅や病院等を訪問し、心身の状況について、聞き取り調査を行います。

主治医意見書

区の依頼により、心身の状況について主治医が意見書を作成します。

■認定調査を受けるときの注意

体調のよいとき（通常時）に調査を受ける

いつもと違う体調のときでは、正しい調査ができないことがあります。

困っていることはメモしておく

緊張等から状況が伝えきれないこともあります。困りごと等はメモしておきましょう。

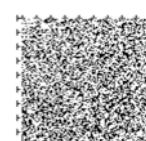
家族等に同席してもらう

家族等いつもの介護者に同席してもらえば、より正確な聞き取り調査ができます。

日常使っている補装具があれば伝える

つえ等日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう。

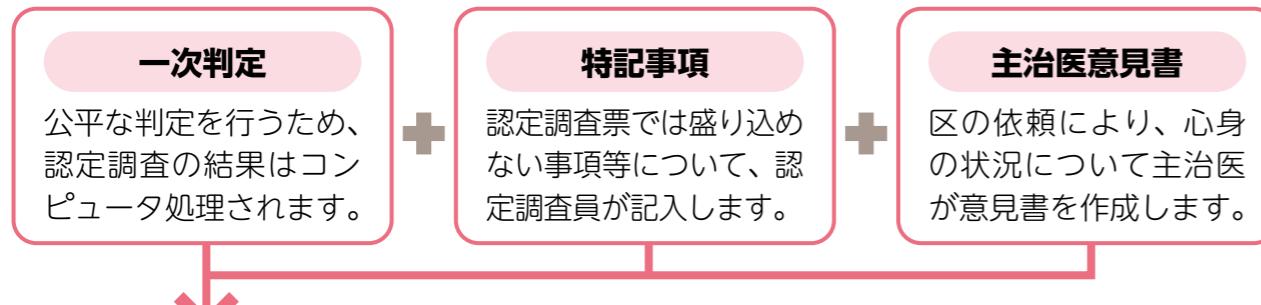
問合せ 介護保険課 介護認定係 3578-2885～2890





③審査・判定

一次判定（コンピュータ判定）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」が審査し、要介護状態区分を判定します。



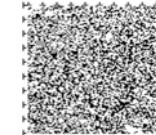
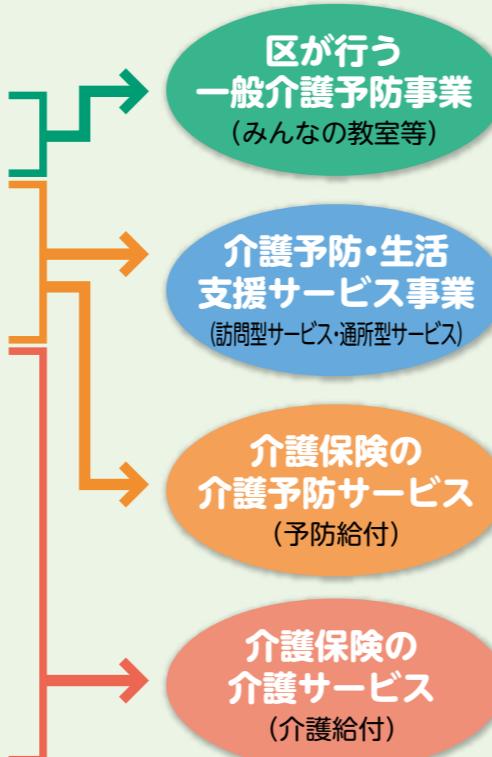
保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分を決めます。

④認定結果の通知

介護認定審査会の審査結果にもとづいて、要介護状態区分に分けて認定します。結果が記載された「認定結果通知書」と「被保険者証」が申請から原則として30日以内にお手元に届きますので、記載されている内容を確認してください。サービスの利用方法は、要介護状態区分ごとに8~11ページでご確認ください。

■要介護状態区分

区分	状態のめやす
非該当	自立した生活ができ、今のところ介護や支援を必要としていない
要支援1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要
要支援2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い
要介護1	歩行等に不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要
要介護2	歩行等が不安定で、排せつや入浴等の一部または全部に介護が必要
要介護3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱等に、ほぼ全面的な介護が必要
要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難
要介護5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能



要介護・要支援認定の更新手続が必要です

初回認定の有効期間は、原則として申請日から12か月間です。

※月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+12か月間となります。

引き続き介護保険サービスを利用したい場合は、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、申請窓口で更新の申請をしてください。更新の申請をすると、あらためて、認定調査、主治医意見書の作成、介護認定審査会の審査、認定を行います。なお、更新の対象者には有効期間満了日の60日前頃に区が更新手続の通知を郵送します。

また、更新認定の有効期間は、原則12か月間です（認定審査会の意見にもとづき、3か月間～48か月間になる場合もあります）。

要介護・要支援認定の有効期間内に心身の状態が悪化したらどうなるのでしょうか。



有効期間内に心身の状態が悪化して、現在の要介護状態区分に該当しなくなつたと思われる場合には、区に区分変更の申請をしてください。なお、申請の手続は新規、更新の場合と同様です。

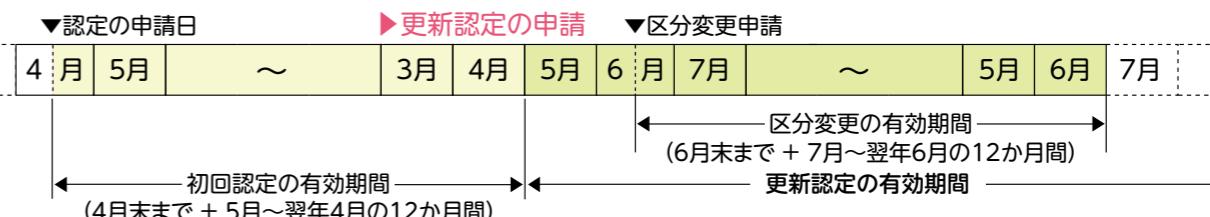
新規・区分変更認定の有効期間は、原則、申請日から12か月間となります。
※月の途中で申請した場合は、その月の末日までの期間+12か月間となります。

●要介護状態区分に変更がなかった場合、有効期間は従前の期間となります。

●要介護状態区分に変更がなく、更新申請期間中に区分変更認定申請をされた場合は、更新手続とみなされ、有効期間は、原則、12か月間となります。

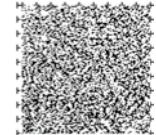
■要介護・要支援認定の有効期間と申請の時期

※月の途中で申請した場合



●認定結果に納得できないときは

要介護認定の結果等に疑問や不服がある場合は、まずは介護保険課介護認定係にご相談ください。その上で納得できないときには、認定結果を知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都に設置されている「東京都介護保険審査会」に申立てをすることができます。





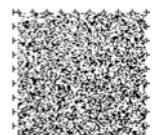
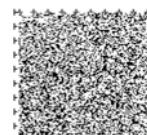
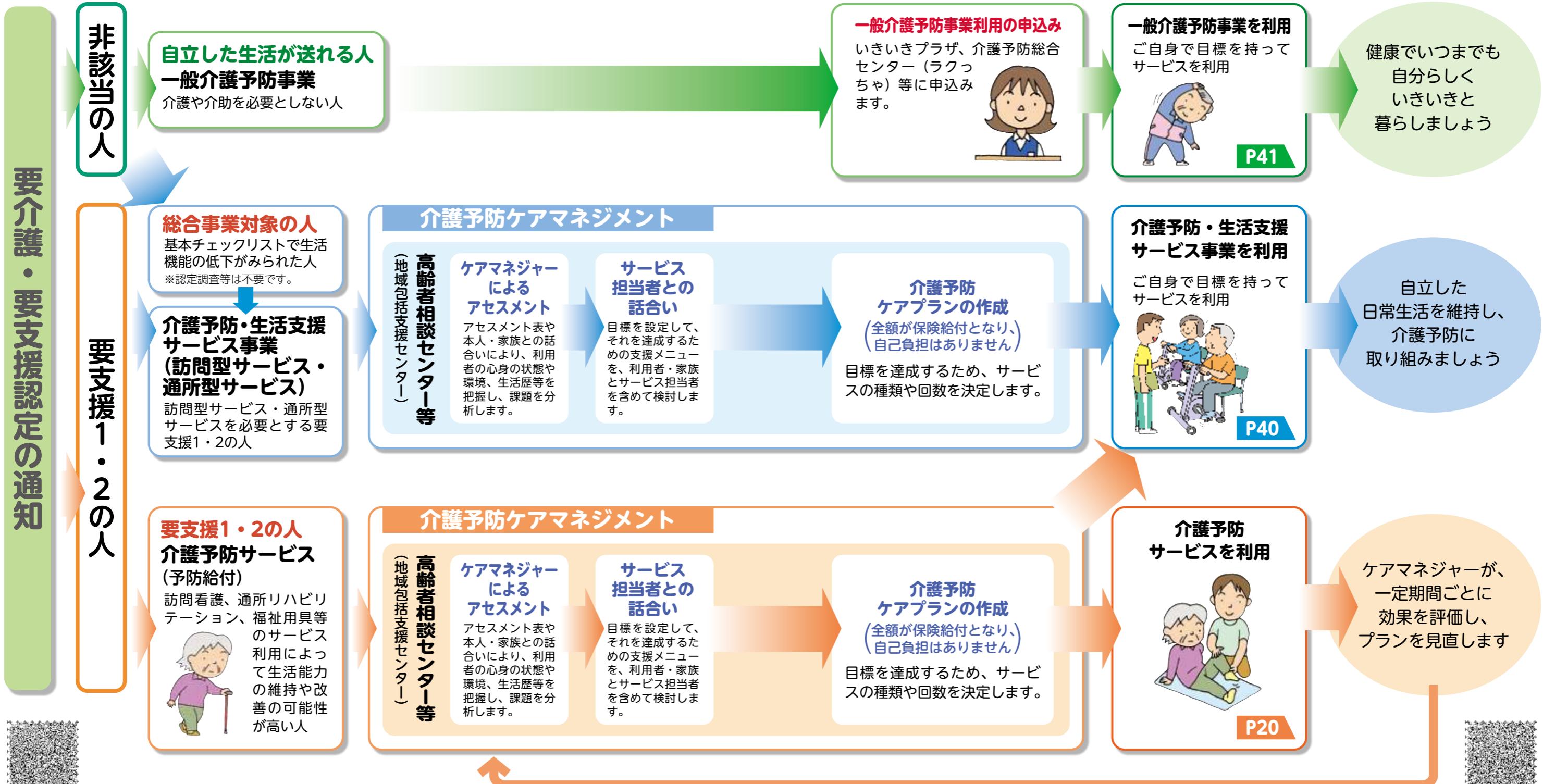
⑤ケアプランの作成と介護保険サービスの利用開始について (要支援1・2または非該当と認定された人)

高齢者相談センター(地域包括支援センター)等が中心となって自立した日常生活を営むことができるよう介護予防ケアプランを作ります

要支援1・2と認定された人は、個人の心身状態に合ったケアプランを作成し、そのプランにもとづいた介護保険の介護予防サービスまたは介護予防・生活支援サービス事業を利用します。非該当と認定された人は、一般介護予防事業を利用します。総合事業対象の人は介護予防・生活支援サービス事業のみ利用できます。



サービスの利用のしかた





⑤ケアプランの作成と介護保険サービスの利用開始について (要介護1~5と認定された人)

居宅介護支援事業者と契約し、ケアプランを作ります

要介護1~5と認定されると、介護保険サービスを利用することができます（特別養護老人ホームへの新規入所は原則、要介護3~5）が、実際に利用を開始する前に、利用する介護保険サービスの内容を具体的に盛り込んだ、ケアプランを作ることが必要となります。

介護サービス事業者と契約するときは、 こんなことに注意しましょう

介護保険サービスの内容… 本人の状況に合ったサービス内容や回数になっているか。

契約期間………… 居宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。

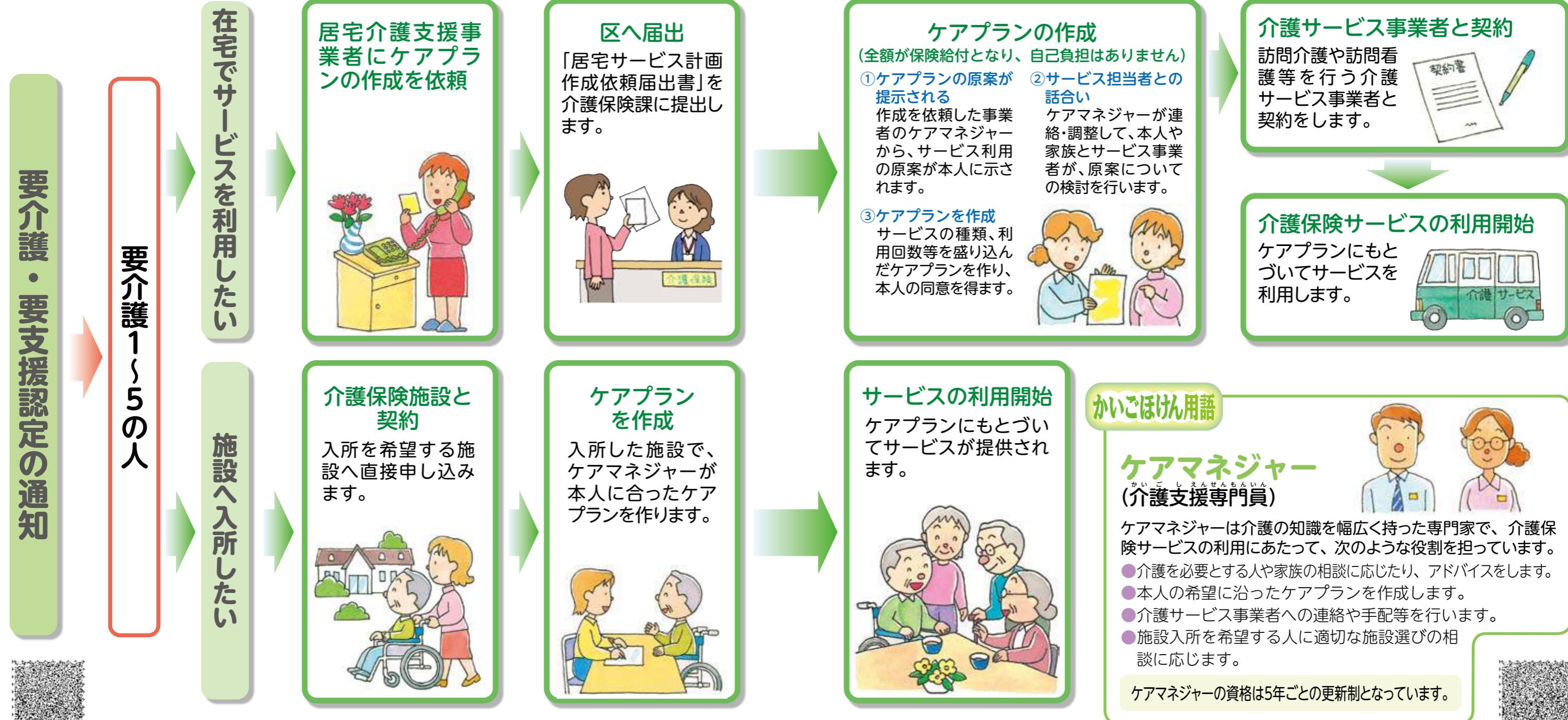
利用者負担額…… 利用者負担額や交通費の要否等の内容が明記されているか。

介護保険サービスは、本人と介護サービス事業者が「契約」のうえ利用します。

本人からの解約… 本人からの解約が認められる場合及びその手続が明記されているか。

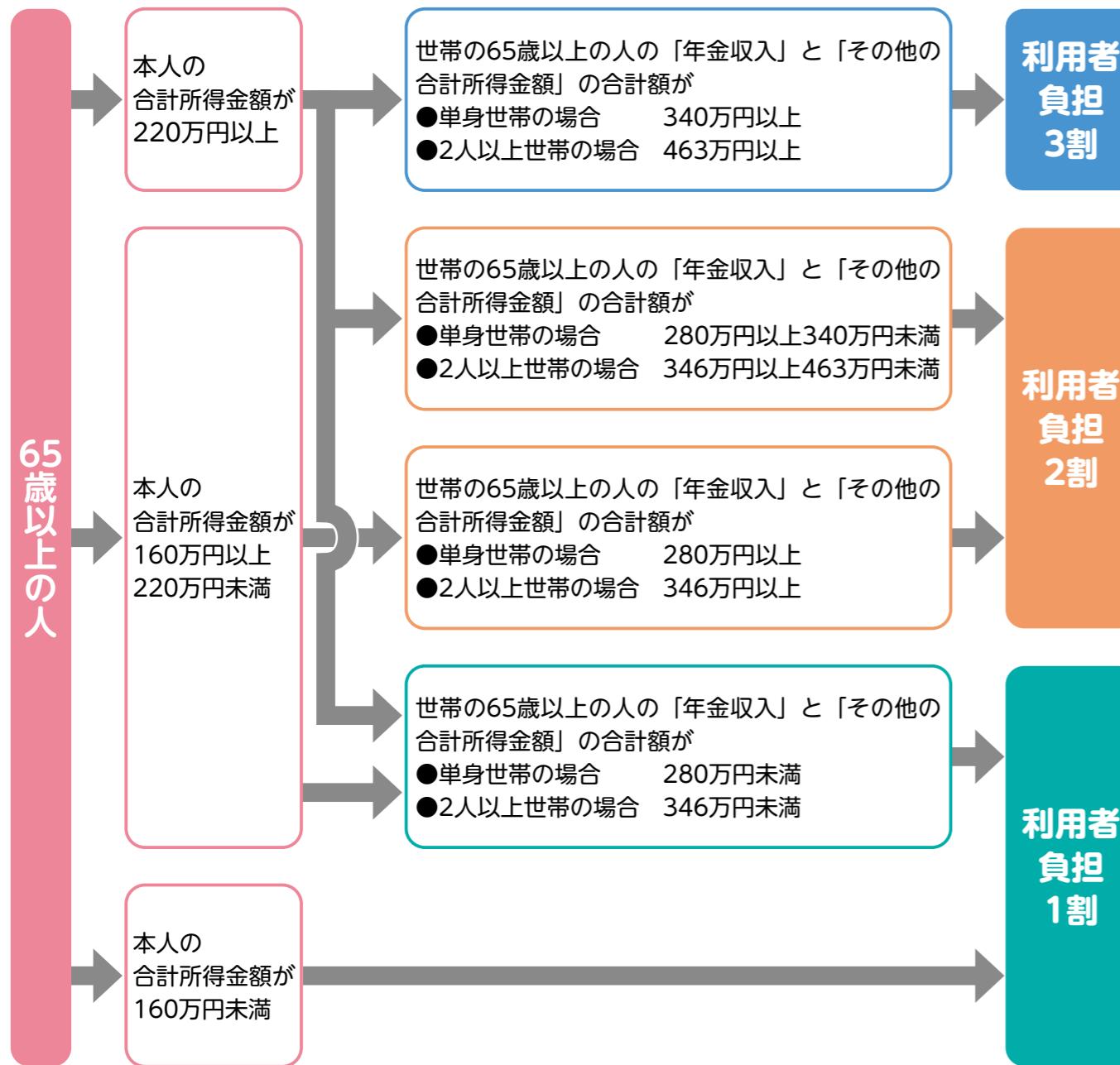
損害賠償………… サービス提供によって本人が損害を受けた場合の賠償義務が明記されているか。

秘密保持………… 本人及び本人の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。





利用者負担割合の判定の流れ



※第2号被保険者（40歳から64歳の人）、市区町村民税が非課税の人、生活保護受給者の利用者負担は1割です。

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯です。

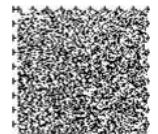
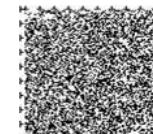
※合計所得金額とは、前年の1月1日から12月31日までの全ての収入金額から必要経費（収入の種類によって計算方法が異なります）を差し引いた金額の合計で、扶養控除や医療費控除、社会保険料控除等の所得控除をする前の金額です。繰越損失がある場合は、繰越控除をする前の金額です。

※土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除金額を控除した額を用います。

※合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、その合計額から最大10万円を控除した額を用います。

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を除いた所得金額をいいます。

※「その他の合計所得金額」に給与所得が含まれる場合は、給与所得（所得金額調整控除がある場合は、控除前の額）から最大10万円を控除した額を用います。



介護保険負担割合証

介護保険負担割合証		
交付年月日 年月日		
被 保 険 者 者	番号	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
生年月日	年月日	
利用者負担 の割合	割合	適用期間
	開始年月日	年月日
	終了年月日	年月日
割合	開始年月日	年月日
	終了年月日	年月日
	年月日	年月日
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印		
1 3 1 0 3 7		
港区		

港区保健福祉支援部介護保険課介護給付係 電話03(3578)2111(代)

要介護・要支援認定を受けた人、または介護予防・生活支援サービス事業を利用できる人に、介護保険負担割合証を交付します。サービスを利用したときに支払う利用者負担額の割合が記載されています。
(適用期間は8月～翌年7月で、毎年交付されます。)



利用者負担額の割合
(1~3割)

介護サービス利用者負担額のお知らせ(介護給付費通知)

在宅の介護保険サービスを利用している人に、区から、介護サービス利用者負担額のお知らせをお送りしています。

お知らせの内容が、実際にサービスを利用した日数や負担額と違っている場合やケアマネジャーから受け取ったケアプランの内容と異なる場合には、ケアマネジャーに連絡してください。

現在のケアプランの内容を確認し見直す必要がある場合には、ケアマネジャーにご相談ください。





居宅サービスの費用

介護保険では、要介護状態区分別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。限度額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割、または3割ですが、限度額を超えて利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

■主な居宅サービスの区分支給限度額（利用者負担額+介護保険給付額）

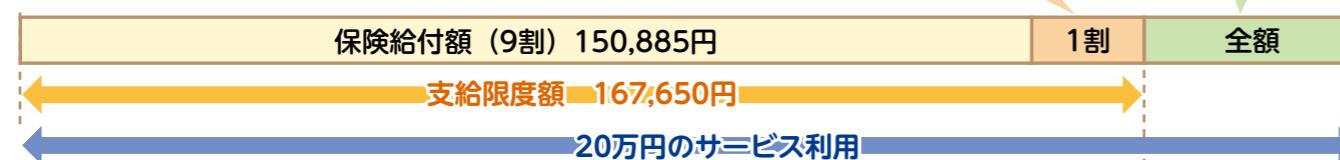
要介護状態区分	1か月の支給限度額(費用のめやす)
要支援1	5,032単位 (50,320～57,364円程度)
要支援2	10,531単位 (105,310～120,053円程度)
要介護1	16,765単位 (167,650～191,121円程度)
要介護2	19,705単位 (197,050～224,637円程度)
要介護3	27,048単位 (270,480～308,347円程度)
要介護4	30,938単位 (309,380～352,693円程度)
要介護5	36,217単位 (362,170～412,873円程度)



利用者負担額の合計 49,115円

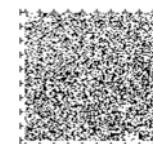
利用者負担(1割)
16,765円 + 超えた分の利用者負担
32,350円

例 要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合 (1割負担の場合)



介護保険サービスにかかる費用は、介護報酬の単位をもとに計算されます。1単位は通常10円ですが、介護保険サービスの種類や介護サービス事業者の所在地等により異なります。
23区の場合、1単位の金額は下の表のとおりです。

1単位の金額	サービスの種類
11.40円	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、居宅介護支援、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防支援
11.10円	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
10.90円	通所介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
10円	居宅療養管理指導、福祉用具貸与、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与



介護保険の利用者負担額が高額になったとき

■高額介護（介護予防）サービス費

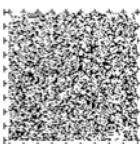
同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には世帯合計額）が高額になり下表の上限額を超えた場合に、申請により超えた分が後から支給されます。

該当する人には、介護保険サービス利用月の概ね2か月後に区から「高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」をお送りします。初回のみ申請書の返送が必要です。以降自己負担が生じた月は、上限額を超えた場合に自動的に支給されます。

所得区分	負担の上限額（月額）
住民税課税世帯（現役並み所得者） ・課税所得690万円（年収約1,160万円）以上で課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の65歳以上の人がある世帯	140,100円（世帯）
住民税課税世帯（現役並み所得者） ・課税所得380万円（年収約770万円）以上で課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の65歳以上の人がある世帯	93,000円（世帯）
住民税課税世帯（現役並み所得者） ・課税所得145万円（年収約383万円）以上で課税所得380万円（年収約770万円）未満の65歳以上の人がある世帯	44,400円（世帯）
一般世帯（世帯のどなたかが住民税を課税されている人）	44,400円（世帯）
●世帯の全員が住民税非課税 ●①、②以外の人 ①年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 ②老齢福祉年金の受給者	24,600円（世帯）
生活保護の受給者	15,000円（個人）
	15,000円（個人）

※現役並み所得者とは、同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の人です。

※特定福祉用具購入費、住宅改修費、施設入所等の食費・居住費等は含みません。





利用者負担について

■高額医療合算介護（介護予防）サービス費

（年額（毎年8月1日～翌年7月31日））

介護保険と医療保険の両方に自己負担額があり、負担額が1年間で下表の自己負担限度額を超えた場合に、申請により超えた分が支給されます。

※同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

※自己負担限度額を超えた額が500円以下の場合は支給されません。

●69歳までの人

所得区分 (賦課基準額 ^{*1})	自己負担限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

●70歳以上の人

所得区分 (課税所得 ^{*2})	自己負担限度額
690万円以上	212万円
380万円以上	141万円
145万円以上	67万円
一般（課税所得145万円未満）	56万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ 31万円 区分Ⅰ 19万円 ^{*3}

※1 賦課基準額の計算方法は、総所得金額等の合計から住民税基礎控除額を差し引いた額です。

※2 課税所得の計算方法は、総所得金額等の合計から住民税基礎控除額以外の控除も差し引いた額です。

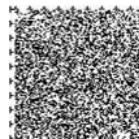
※3 介護保険サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円

●区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税の人

●区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下の人

問合せ 介護保険課 介護給付係 3578-2876～2880

総合事業に関すること	高齢者支援課 介護予防推進係	3578-2930
国民健康保険に関すること	国保年金課 納付係	3578-2640～2642
後期高齢者医療制度に関すること	国保年金課 高齢者医療係	3578-2654～2659



介護保険サービスの利用者負担額の軽減・助成について

住民税非課税世帯の人は、利用者負担額が軽減される場合があります。軽減や助成を受ける場合は、世帯全員の税の申告を先に済ませてください。

◆施設を利用した場合の食費・居住費の軽減について

介護保険施設（ショートステイを含む）に入所したときの食費及び居住費（滞在費）の負担が軽減されます。この制度の適用を受けるためには、申請書の提出及び預貯金等の申告が必要です。

●介護保険負担限度額認定を受けることができる人は、以下の要件を満たす人です

利用者負担段階	収入要件	資産要件
第1段階	生活保護受給者等	預貯金等の要件なし
	世帯全員が住民税非課税である老齢福祉年金の受給者	預貯金・有価証券等の金額の合計額が1,000万円（夫婦で2,000万円）以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	預貯金・有価証券等の金額の合計額が650万円（夫婦で1,650万円）以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	預貯金・有価証券等の金額の合計額が550万円（夫婦で1,550万円）以下
第3段階②	世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	預貯金・有価証券等の金額の合計額が500万円（夫婦で1,500万円）以下

※住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合は、介護保険負担限度額認定の対象とはなりません。

※非課税年金とは遺族年金や障害年金等です。

※第2号被保険者については、資産要件は一律1,000万円（夫婦で2,000万円）以下です。

※有効期限の開始日は、申請があった月の初日からとなりますので、それ以前にご利用になられたサービスは対象となりません。

●介護保険負担限度額認定を受けると、食費・居住費が1日あたり以下の費用になります

利用者負担段階	居住費（日額）				食費（日額）	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	820円 *880円	490円 *550円	490円(320円) *550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階	820円 *880円	490円 *550円	490円(420円) *550円(480円)	370円 *430円	390円	600円
第3段階①	1,310円 *1,370円	1,310円 *1,370円	1,310円(820円) *1,370円(880円)	370円 *430円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円 *1,370円	1,310円 *1,370円	1,310円(820円) *1,370円(880円)	370円 *430円	1,360円	1,300円

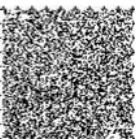
※（ ）内は介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室・居住費（滞在費）の額です。

※令和6年8月から＊の料金へ上限額が変更になります。

●食費・居住費の軽減（介護保険負担限度額認定）が非該当になる人の特例減額措置

住民税課税世帯や配偶者が住民税課税の人は、原則、介護保険負担限度額認定の対象とはなりません。ただし、一定の要件を満たす場合には、申請することで特例的に減額措置を受けることができます。詳しくはお問合せください。

問合せ 介護保険課 介護給付係 3578-2876～2880





介護保険サービスの利用者負担額の軽減・助成について

住民税非課税世帯の人は、利用者負担額が軽減される場合があります。軽減や助成を受ける場合は、世帯全員の税の申告を先に済ませてください。

◆ホームヘルプサービス等の利用者負担金の助成（港区独自の制度）

助成内容	利用者負担額10%のうち7%を助成します。 本人が最初に利用者負担額（1割分）を事業所に支払い、後日7%分を区が助成します。
対象サービス	訪問介護 訪問型サービス 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 訪問看護 介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
対象となる人	次のすべての要件を満たす要介護・要支援認定を受けている人 1 生活保護等を受けていないこと 2 世帯全員が住民税非課税であること 3 世帯の預貯金や国債・株式等の総額が500万円以下であること 4 お住まい以外に別荘やマンション等の資産をお持ちでないこと 5 住民税が課税されている人の被扶養者でないこと 6 世帯全員が介護保険料を滞納していないこと

◆利用者負担額の助成（港区独自の制度）

助成内容	同月に利用した介護保険サービスの利用者負担額が15,000円を超え、24,600円以下の部分について利用者負担額の1/2を助成します。（最高4,800円／月）
対象サービス	全ての介護保険サービス ※ただし、特定福祉用具購入費、住宅改修費、施設入所時の食事・居住費等は含まれません。
対象となる人	次のすべての要件を満たす要介護・要支援認定を受けている人 1 生活保護等を受けていないこと 2 世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えること 3 世帯の預貯金や国債・株式等の総額が500万円以下であること 4 お住まい以外に別荘やマンション等の資産をお持ちでないこと 5 住民税が課税されている人の被扶養者でないこと 6 世帯全員が介護保険料を滞納していないこと

※ホームヘルプサービス等の利用者負担金の助成を申請した人で要件を満たす場合は自動適用になります。

問合せ 介護保険課 介護給付係 3578-2876～2880

総合事業に関すること 高齢者支援課 介護予防推進係 3578-2930

◆社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度

軽減内容	制度を実施している社会福祉法人及び区市町村が提供する介護保険サービスを利用する場合に、介護費、食費、居住費等の利用者負担額の1/4を軽減します。ただし、要件により介護費が軽減されない場合があります。
対象となる人	要介護・要支援認定を受けている人のうち、特に生計が困難な人 1 世帯全員が住民税非課税であること 2 世帯の年間収入が単身世帯の場合150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること 3 世帯の預貯金の総額が単身世帯の場合350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること 4 お住まい以外に別荘やマンション等の資産をお持ちでないこと 5 住民税が課税されている人の被扶養者でないこと 6 世帯全員が介護保険料を滞納していないこと
区内制度実施施設	●高齢者在宅サービスセンター（芝・虎ノ門・南麻布・北青山・台場） ●デイサービスセンターみたて ●白金の森 ●港南の郷 ●サン・サン赤坂 ●麻布慶福苑 ●ベル ●新橋さくらの園 ●ありすの杜 きのこ南麻布 ●洛和ヴィラ南麻布 ●南麻布シニアガーデン アリス ●優っくり小規模多機能介護 乃木坂 ●優っくり小規模多機能介護 高輪台
対象となるサービス	通所介護 通所型サービス 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 指定介護老人福祉施設における施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

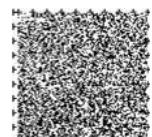
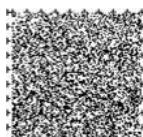
※生活保護受給者が利用する場合は、事前にご相談ください。

◆利用者負担額の減額・免除制度

世帯の生計中心者が災害や失業、死亡等の理由で収入が減少し、利用者負担額の支払いが一時的に困難になった場合、利用者負担額を減額または免除します。期間は、原則3か月です。

※申請書・申告書は、区のホームページからもダウンロードできます。
(<https://www.city.minato.tokyo.jp>)

問合せ 介護保険課 介護給付係 3578-2876～2880
総合事業に関すること 高齢者支援課 介護予防推進係 3578-2930



自分に必要な介護保険サービスを組み合わせて利用できます

要介護1～5／要支援1・2の人が利用できるサービス (介護給付／予防給付)

※以下の費用のめやすは、本人の負担割合が1割の人が23区でサービスを受けた場合です。また、各種加算は含まれていません。

※()内は、1割負担の場合の利用者負担額です。

■居宅サービス

訪問を受けて利用するサービス

訪問介護 (ホームヘルプサービス)

要介護1～5の人

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事介助等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。

■介護保険サービス費用のめやす ()内は利用者負担額

身体介護 (20分以上30分未満) ▶ 2,781円 (279円)	▶ 2,781円 (279円)
生活援助 (20分以上45分未満) ▶ 2,040円 (204円)	▶ 2,040円 (204円)

※早朝、夜間、深夜等は加算あり

要支援1・2の人

介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービス」の利用となります。

P40

× 訪問介護サービスの対象とならないもの

直接本人の援助に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為または家族が行うことが適当であると判断される行為

- 本人以外のための調理、洗濯、買物、布団干し
- 主として本人が使用する居室等以外の掃除
- ※家族との共用部分（トイレ・浴室・居間等）の掃除は原則としてできません。
- 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- 自家用車の洗車・清掃
- 外食、カラオケ、お祭り等地域行事への参加、冠婚葬祭への付添い 等

日常生活の援助に該当しない行為

ホームヘルパーが行わなくとも日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家の範囲を超える行為

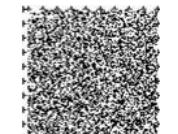
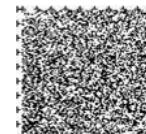
- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスかけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

医療行為

ホームヘルパーによる医療行為は原則、認められていません。

金銭・貴重品の取扱い

預貯金の引き出しや年金の受取等、ホームヘルパーに金銭や貴重品の取扱いを頼むことは原則できません。トラブルの原因ともなりかねないので、現金や通帳等は本人または家族が管理してください。



訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)

居宅に浴室がない場合や、その他の施設の利用が困難な場合等に看護師等が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。

■介護保険サービス費用のめやす

()内は利用者負担額

要介護1～5	14,432円 (1,444円)
要支援1・2	9,758円 (976円)



訪問看護 (介護予防訪問看護)

看護師等が居宅を訪問し、療養上のケアや診療の補助を行います。

■介護保険サービス費用のめやす

()内は利用者負担額

要介護1～5	訪問看護ステーションから (30分未満) ▶ 5,369円 (537円) 病院または診療所から (30分未満) ▶ 4,548円 (455円)
要支援1・2	訪問看護ステーションから (30分未満) ▶ 5,141円 (515円) 病院または診療所から (30分未満) ▶ 4,354円 (436円)

訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)

理学療法士、作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

■介護保険サービス費用のめやす (1回につき)

()内は利用者負担額

要介護1～5	3,418円 (342円)
要支援1・2	3,307円 (331円)

※20分間リハビリテーションを行った場合



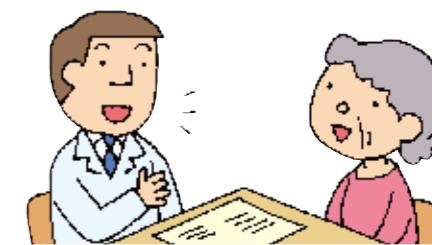
居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理、指導を行います。

■介護保険サービス費用のめやす

()内は利用者負担額

医師による指導	▶ 5,150円 (1か月に2回まで) (515円)
---------	----------------------------





施設に通って受けるサービス

通所介護（デイサービス）

要介護1～5の人

高齢者在宅サービスセンター等の通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上のケアや生活機能向上のための機能訓練を日帰りで行います。

要支援1・2の人

介護予防・生活支援サービス事業の「通所型サービス」の利用となります。

P40

■介護保険サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合(8時間以上9時間未満)
()内は利用者負担額

7,292円(730円)～12,731円(1,274円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。



通所リハビリテーション（デイケア） (介護予防通所リハビリテーション)

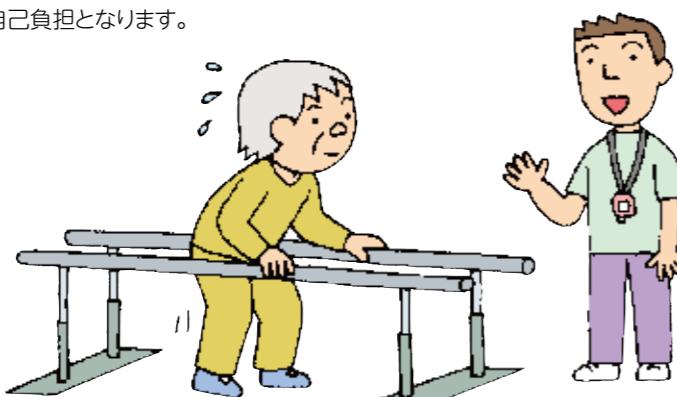
介護老人保健施設や医療機関等で、リハビリテーションを日帰りで行います。

■介護保険サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満)
()内は利用者負担額

要介護1～5	8,458円(846円)～15,306円(1,531円)
要支援1	1か月25,174円(2,518円)
要支援2	1か月46,930円(4,693円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。



施設に短期間入所して受けるサービス

短期入所生活介護／療養介護（ショートステイ）

(介護予防短期入所生活介護) / (介護予防短期入所療養介護)

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、日常生活上のケアや機能訓練を行います（原則として医療的処置は行いません）。

■介護保険サービス費用のめやす

介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合（1日につき）
()内は利用者負担額

要介護1～5	6,693円(670円)～9,812円(982円)
要支援1・2	5,006円(501円)～6,227円(623円)

※居住費（滞在費）、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所し、必要な医療的処置および日常生活上のケアや機能訓練を行います。

■介護保険サービス費用のめやす

介護老人保健施設（多床室）の場合（1日につき）
()内は利用者負担額

要介護1～5	9,047円(905円)～11,466円(1,147円)
要支援1・2	6,681円(669円)～8,436円(844円)

※居住費（滞在費）、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

短期入所サービスは在宅生活の継続のために利用する介護保険サービスです。
利用する場合には、以下の点に注意してください。

- 短期入所サービスの連続した利用は30日までとなります。
- 連続して30日を超えない利用であっても、短期入所サービスの利用日数は、要介護・要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないこと。



在宅に近い暮らしをするサービス

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等） (介護予防特定施設入居者生活介護)

都や区等の指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム等で、日常生活上のケアや介護等を行います。

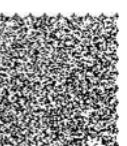
■介護保険サービス費用のめやす（1日につき）

()内は利用者負担額

要介護1～5	5,907円(591円)～8,861円(887円)
要支援1・2	1,994円(200円)～3,411円(342円)

※居住費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

※生活相談やケアプランの作成は施設で行います。





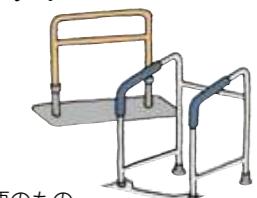
福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

介護保険でレンタルできるもの

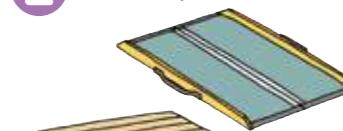
★印の用具は原則として要介護2以上の人人がレンタルできます。

1 手すり



※工事不要のもの

2 スロープ



※工事不要のもの
※一部購入との選択制

3 歩行器



6輪歩行器等
※一部購入との選択制

4 歩行補助つえ

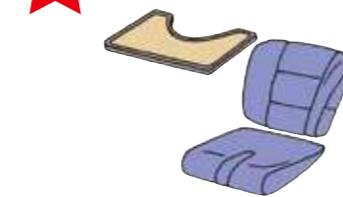


多点杖等
※一部購入との選択制

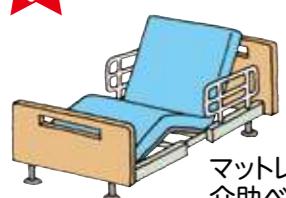
5 車いす



6 車いす付属品



7 特殊寝台

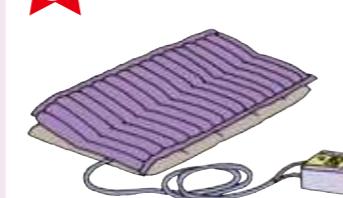


マットレス、ベッドサイドテーブル、
介助ベルト（入浴用介助ベルト以外）等

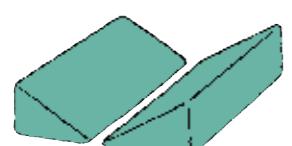
8 特殊寝台付属品



9 床ずれ防止用具



10 体位変換器



※起き上がり補助装置を含みます。

11 認知症老人徘徊感知機器



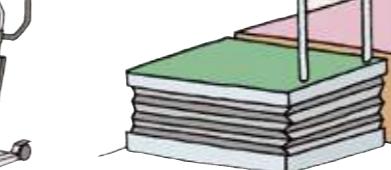
13 移動用リフト

※階段移動用リフトを含みます。
※取付けに住宅の改修を伴うものを除きます。

バスリフト

電動介助リフト
※つり具を除きます。

段差解消リフト



※イラストは一例（イメージ）です。

特定福祉用具購入

購入日から2年以内に申請が必要です！

1年間（4月から翌年3月）に10万円を限度とし、入浴や排せつ等に用いる用具を購入した場合、利用者負担額を差し引いた金額を支給します。同一品目は原則1回のみの給付です。

特定福祉用具購入の対象

●腰掛便座



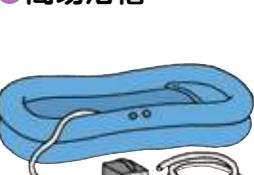
●入浴補助用具



●自動排泄処理装置の
交換可能部品



●簡易浴槽



●移動用リフトの
つり具



●排泄予測
支援機器



●固定用
スロープ



●歩行器



●歩行補助つえ



■都道府県等の指定を受けた事業者から購入した物が対象になります。

■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されているので、購入の際は相談してください。

1 福祉用具の購入（ケアマネジャー等に相談）

2 償還払いの場合

事業者に支払（全額）

2 受領委任払いの場合

事業者に支払（利用者負担額）

区に申請

3 提出書類

- ①申請書
- ②購入福祉用具のパンフレットの写し
- ③領収書（本人あて、原本）
- ④振込口座届
- ⑤福祉用具サービス計画書

4 福祉用具購入費の支給
(区が本人に利用者負担額を差し引いた金額を支給)

費用について

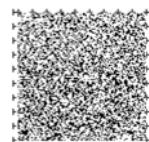
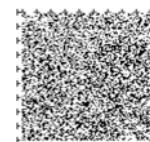
福祉用具の種類や事業者によって異なります。
また、同じ商品でも事業者によってレンタル代金や購入代金は異なります。

事業者が区に申請

3 提出書類

- ①申請書
- ②購入福祉用具のパンフレットの写し
- ③受領委任届
- ④領収書（受領委任用）
- ⑤福祉用具サービス計画書

4 区が事業者に利用者負担額を差し引いた金額を支払





住宅改修

事前の申請が必要です!

介護保険では、対象となる住宅改修に対して、20万円を上限に給付を受けることができます。(住民登録をしている住所での改修工事に限ります。)

介護保険ができる住宅改修

- 廊下や階段、浴室やトイレ等への「手すりの取付け」
 - スロープ設置等の「段差解消」
 - 滑りの防止等のための「床または通路面の材料の変更」
 - 引き戸等への「扉の取替え」
 - 和式便器から洋式便器等への「便器の取替え」
- ※上記の改修にともなって必要となる工事も支給の対象になります。



住宅改修利用の手順

1 ケアマネジャー等に相談

- 1 本人だけでなく家族で話し合い、心身の状況等を考慮しながら、ケアマネジヤーや高齢者相談センター等に相談します。



2 改修事業者を選定

- 2 工事費用は改修の内容等によって異なります。複数の事業者から見積りを取り、比較検討します。



区に改修前の申請→区が承認通知を送付（申請内容に応じて、区が承認前に訪問調査を行う場合があります。）

3 提出書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書（本人あて）
- 住宅改修が必要な理由書
- 改修部分の図面及び改修前の日付入り写真
- 住宅所有者の承諾書（本人と住宅の所有者が異なる場合）等

4 住宅改修工事施工

5 償還払いの場合

事業者に支払（全額）

5 受領委任払いの場合

事業者に支払（利用者負担額）

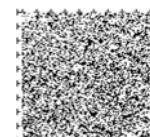
区に改修後の申請（領収書の日付から2年以内）

6 提出書類

- 住宅改修に要した費用の領収書（本人あて・原本）
- 工事費内訳書
- 改修後の日付の入った写真（完成後の状態を確認できる書類）

7 住宅改修費の支給 (区が本人に利用者負担額を差し引いた金額を支給)

7 区が事業者に利用者負担額を差し引いた金額を支払



地域密着型サービス

住み慣れた地域で利用するサービス

認知症やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれるなかで、介護が必要となても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするための介護保険サービスです。

※原則として港区民が利用できる介護保険サービスです。

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護1～5の人

24時間体制で、ホームヘルパーや看護師等が居宅を訪問し、介護や看護を行います。



区 分

費用のめやす()内は利用者負担額

◆訪問看護サービスを行わない場合	要介護1～5	1か月につき ▶ 62,084円(6,209円)～281,488円(28,149円)
◆訪問看護サービスを行う場合	要介護1～5	1か月につき ▶ 90,584円(9,059円)～322,597円(32,260円)

2 夜間対応型訪問介護

要介護1～5の人

夜間にホームヘルパーが居宅を訪問し、介護や日常生活上のケアを行います。定期的に訪問する「定期訪問」と、何かあったときに訪問する「随時訪問」があります。



※オペレーションセンター設置

- | | |
|-----------|-------------------|
| 基本1か月につき | ▶ 11,274円(1,128円) |
| 定期訪問1回につき | ▶ 4,240円 (424円) |
| 随時訪問1回につき | ▶ 6,463円 (647円) |

※本人からの連絡を受け、内容等から訪問の要否を判断するオペレーションセンターサービスを行うための事務所

3 地域密着型通所介護

要介護1～5の人

定員が18人以下の通所介護施設で、日常生活上のケアや機能訓練を行います。

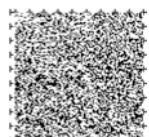


区 分

費用のめやす[8時間以上9時間未満]()内は利用者負担額

要介護1～5	1回につき ▶ 8,534円(854円)～14,878円(1,488円)
--------	--------------------------------------

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。





サービスの種類

④認知症対応型通所介護（認知症デイサービス） 介護予防認知症対応型通所介護

要介護1～5の人



定員が12人以下の通所介護施設で、認知症の人を対象に、日常生活上のケアや機能訓練を日帰りで行います。

区分	費用のめやす[8時間以上9時間未満・単独型]()内は利用者負担額
要介護1～5	1回につき ▶ 11,388円(1,139円)～16,339円(1,634円)
要支援1・2	1回につき ▶ 9,856円(986円) ～11,000円(1,100円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

⑤小規模多機能型居宅介護 要介護1～5の人

介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援1・2の人

通所を中心に、本人の選択に応じて訪問や宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを行います。



区分	費用のめやす()内は利用者負担額
要介護1～5	1か月につき ▶ 116,083円(11,609円)～302,019円(30,202円)
要支援1・2	1か月につき ▶ 38,295円(3,830円)～77,389円(7,739円)

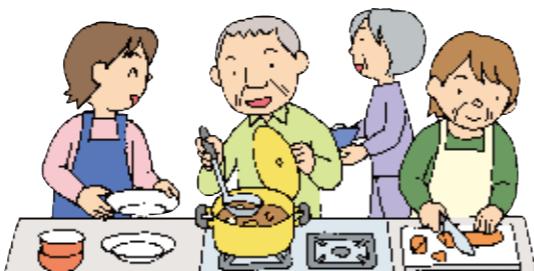
※居住費（宿泊費）、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

⑥認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 要介護1～5の人

介護予防認知症対応型共同生活介護

要支援2の人

認知症の人が家庭的な環境で共同生活するグループホームで、介護や日常生活上のケアを行います。



区分	費用のめやす[1ユニットの施設を利用する場合]()内は利用者負担額
要介護1～5	1日につき ▶ 8,338円(834円)～9,363円(937円)
要支援2	1日につき ▶ 8,294円(830円)

※入居のときに別途、入居保証金がかかるグループホームもあります。
※居住費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

⑦看護小規模多機能型居宅介護 要介護1～5の人

本人の状態に応じて、通所・宿泊・訪問介護に訪問看護を組み合わせたサービスを行います。

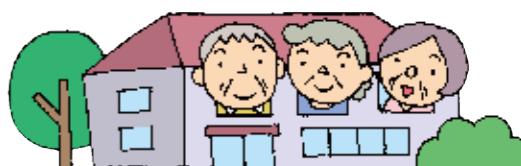


区分	費用のめやす()内は利用者負担額
要介護1～5	1か月につき ▶ 138,161円(13,817円)～348,628円(34,863円)

※居住費（宿泊費）、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

⑧地域密着型特定施設入居者生活介護 要介護1～5の人

定員が29人以下の有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム等で、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、食事や入浴等の日常生活上の支援や機能訓練等を行います。



区分	費用のめやす()内は利用者負担額
要介護1～5	1か月につき ▶ 178,542円(17,855円)～268,140円(26,814円)

※居住費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

⑨地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 要介護1～5の人

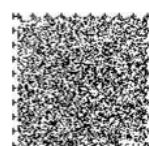
定員が29人以下の介護老人福祉施設で、寝たきりや認知症等により、常時介護が必要なため、居宅での生活が困難な人が入所します。

※新規入所できるのは原則として要介護3以上の人です。



区分	費用のめやす()内は利用者負担額
要介護1～5	1か月につき ▶ 196,200円(19,620円)～290,049円(29,005円)

※居住費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。





施設サービス

※要介護1～5の人が利用できる介護保険サービスです。

施設に入所して利用するサービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 要介護1～5の人

寝たきりや認知症等により、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所します。

※新規入所できるのは原則として要介護3以上の人です。



■介護保険サービス費用のめやす (1か月)

多床室の場合

要介護1～5

192,603円(19,261円)～284,817円(28,482円)

()内は利用者負担額

※居住費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

介護老人保健施設(老人保健施設) 要介護1～5の人

医師の指示のもとで、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする人が入所します(常勤の医師がいます)。



()内は利用者負担額

■介護保険サービス費用のめやす (1か月)

多床室の場合

要介護1～5

259,311円(25,932円)～330,924円(33,093円)

※居住費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

介護医療院 要介護1～5の人

長期にわたり療養が必要である人が入所します(医療と介護を一体的に受けられます)。



()内は利用者負担額

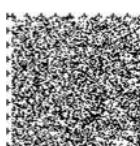
■介護保険サービス費用のめやす (1か月)

多床室の場合

要介護1～5

272,391円(27,240円)～449,625円(44,963円)

※居住費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。



※利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められます。

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が本人の負担となります。

①介護保険サービス費用の利用者負担額



②食費



③居住費等



④日常生活費

- 身の回り品の費用
- 教養娯楽費等

短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・居住費も全額本人の負担です。利用者負担額は施設と本人の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

【基準費用額】：施設における食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額(1日当たり)

食 費：1,445円

居住費等：ユニット型個室………2,006円

ユニット型個室的多床室…1,668円

従来型個室……………1,668円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円)

多床室……………377円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円)

※基準費用額(居住費等)について、令和6年8月から1日当たり60円引き上げられます。

介護現場におけるハラスメントについて

介護保険サービスの利用者が増加する中で、一部の利用者やご家族等による、介護職員等に対する身体的暴力や精神的暴力、セクシュアルハラスメントが発生しています。

●身体的暴力

(例)たたく、蹴る、ものを投げつける 等

●精神的暴力(言葉や態度によって職員を傷つける)

(例)大声で怒鳴る、威圧的な態度で文句を言う、無視をし続ける 等

●セクシュアルハラスメント(性的ないやがらせ)

(例)必要もなく職員の体をさわる、猥せつな図画を見せる 等



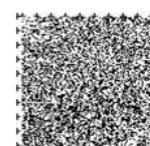
介護職員が安心して働くことができる労働環境をつくることは、利用者へのよりよいサービスの継続的な提供にもつながります。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

以下の言動はハラスメントではないとされています。

①認知症等の病気または障害の症状として現れた言動(BPSD等)

②利用料金の滞納 ③苦情の申し立て

注：BPSDとは認知症の症状として現れた行動症状(暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等)・心理症状(抑うつ、不安、幻覚、妄想、睡眠障害等)を指します。

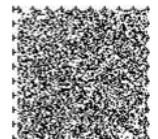
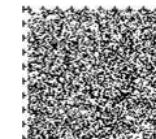
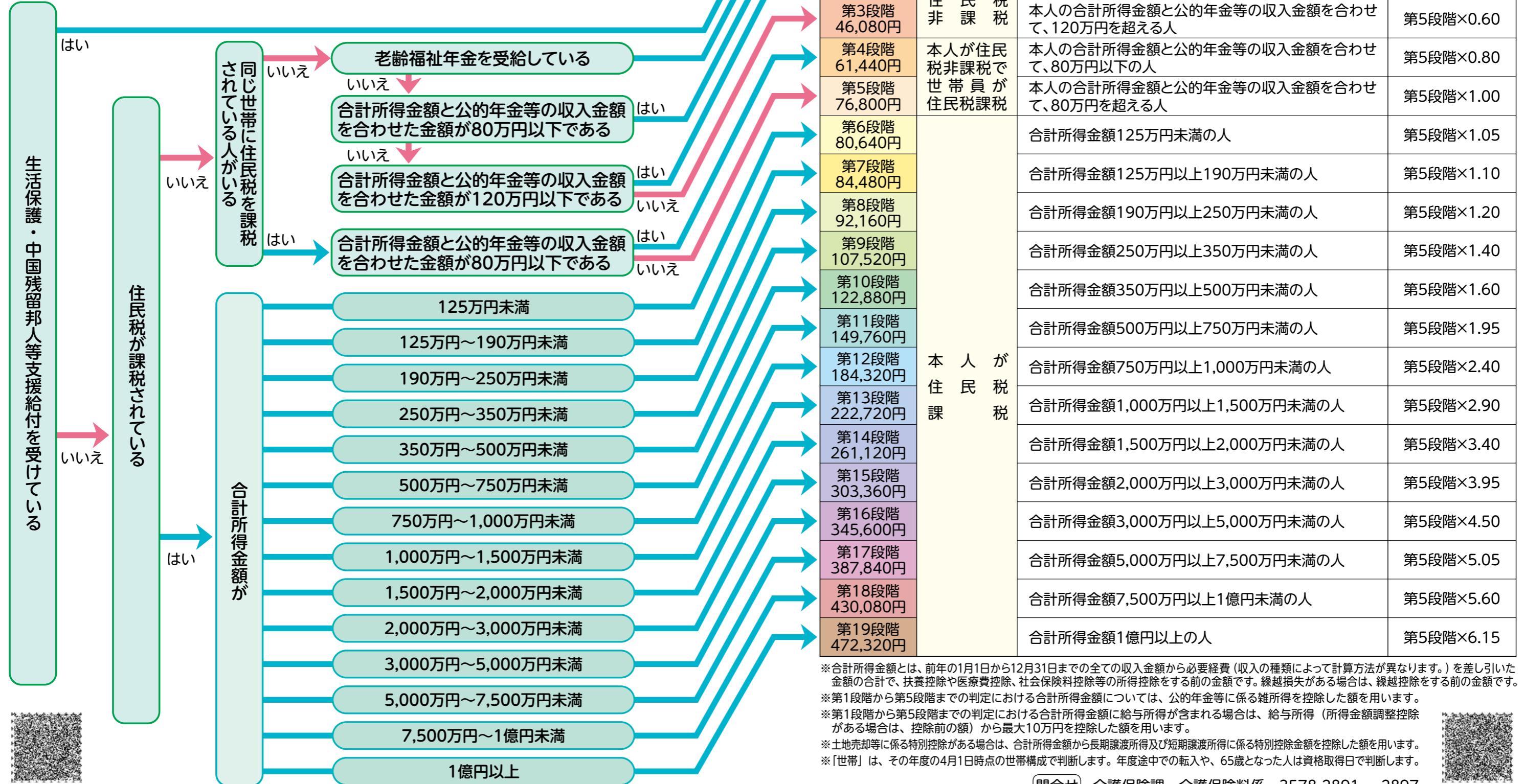




介護保険料を納めて、みんなで介護を支えます

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料の決め方

区の介護保険サービスにかかる費用の総額(利用者負担額を除く)のうち約28%分をまかなうために、65歳以上の人への介護保険料の基準額(第5段階月額6,400円)が決まります。その基準額をもとに各所得段階の介護保険料が決められます。





65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料の納め方

65歳になると医療保険料と介護保険料をそれぞれ別々に納めます。納める介護保険料は65歳になった日(65歳の誕生日の前日)の属する月の分からです。

年金が年額18万円以上の人

年金からの天引きにより納付(特別徴収)

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料が天引きされます。

特別徴収の対象となる年金

老齢年金、退職年金、障害年金、遺族年金

特別徴収の対象とならない年金

老齢福祉年金、恩給

ご本人の希望で納付方法を選択することはできません。



年金の年額が18万円以上の人でも、次の場合は普通徴収で介護保険料を納めます。

- 年度の途中で65歳(第1号被保険者)となったとき
- 年度の途中で転入したときや他の区市町村へ転出したとき
- 年度の途中で所得段階の区分が変更となったとき
- 年金の現況届の未提出や期限を経過してから提出したとき



上記以外の人

納付書や口座振替により納付(普通徴収)

納付書による納付

コンビニエンスストア、金融機関窓口のほかに、納付書のバーコードを読み取ることでスマートフォンによる支払いができます。

ご利用方法については、右記(二次元コード)または介護保険料係までお問合せください。

口座振替による納付

口座振替の申込み方法は、口座振替依頼書へ記入し郵送する方法と、インターネットからの申請による方法(Web口座振替受付サービス)があります。

詳しくは右記(二次元コード)または介護保険料係までお問合せください。

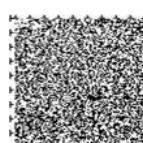


港区役所ホームページ



介護専用二次元コード

問合せ 介護保険課 介護保険料係 3578-2891～2897



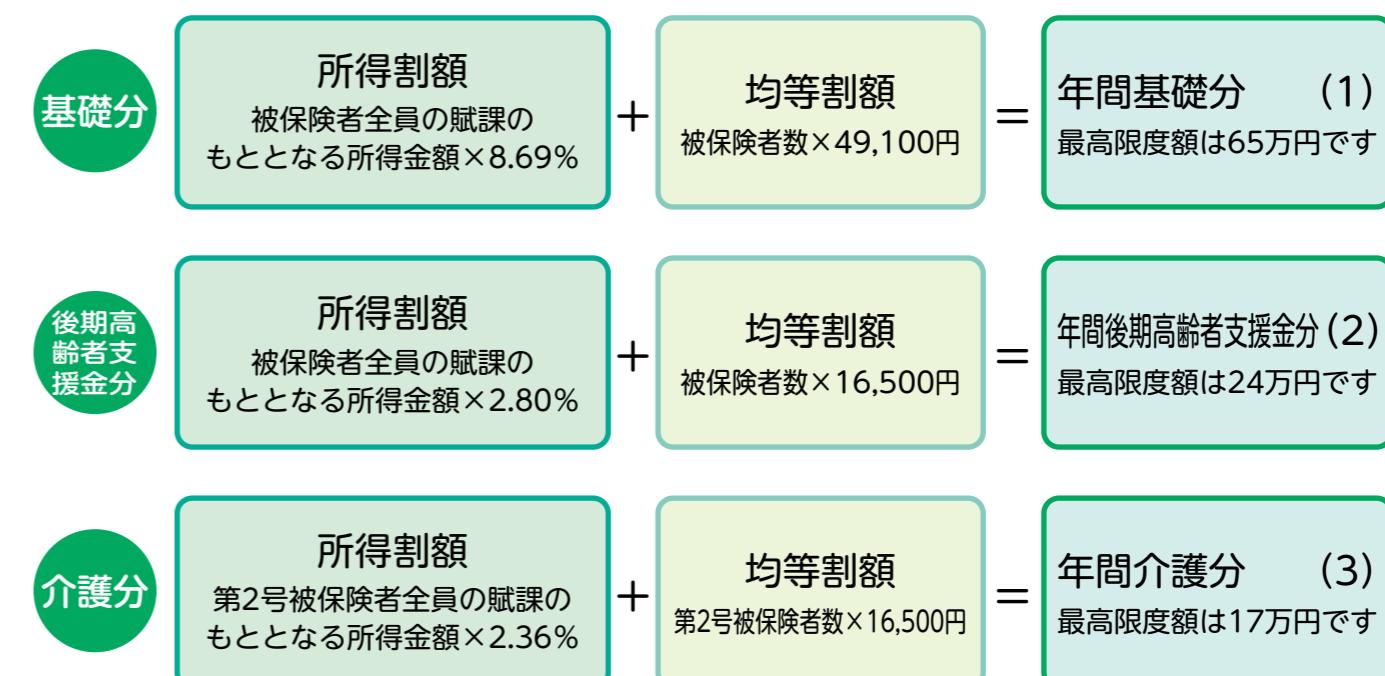
国民健康保険に加入している 40歳から64歳の人(第2号被保険者)の保険料

保険料は国民健康保険料の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

基礎分、後期高齢者支援金分、介護分とをあわせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。

●令和6年度(2024年度)の保険料

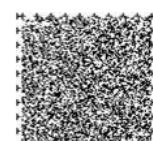
- ◆第2号被保険者がいない世帯の年間保険料=基礎分(1)+後期高齢者支援金分(2)
- ◆第2号被保険者がいる世帯の年間保険料=基礎分(1)+後期高齢者支援金分(2)+介護分(3)



※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額等の合計から基礎控除額43万円を差引いた額です。合計所得金額が2,400万円を超える場合、基礎控除額は遞減・消失します。

※職場の健康保険に加入している40歳から64歳の人の保険料は、健康保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)及び賞与(標準賞与額)に応じて決められます。詳しくは、加入している健康保険までお問合せください。

問合せ 国保年金課 資格保険料係 3578-2643～2645





介護保険料を納めないと…

介護保険サービス利用時に費用の全額を負担したり、利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、制限を受ける場合があります。

納期限から
1年以上
滞納
〔償還払い化〕

介護保険サービス利用時に、費用の全額を利用者が負担します。後から申請することにより利用者負担分を除いた保険給付分が払い戻されます。

納期限から
1年6か月以上
滞納
〔給付の一時差止〕

介護保険サービス利用時に、費用の全額を利用者が負担します。保険給付の申請後も、保険給付分の一部または全額が一時的に差し止められます。滞納が続く場合は、差し止められた額から滞納している介護保険料が差し引かれる場合があります。

納期限から
2年以上
滞納
〔給付額の減額〕

介護保険サービス利用時の利用者負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費等が支給されない場合があります。

※滞納により何らかの給付制限が生じた場合は、その旨が介護保険被保険者証に記載されます。利用者負担割合が引き上げられる場合は、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合と異なります。

●徴収調査員が訪問します

介護保険料未納世帯には、徴収調査員が直接訪問します。

また、外出が困難な人には、ご希望により、ご自宅まで徴収に伺いますので、ご連絡ください。



問合せ 介護保険課 介護保険料係 3578-2891～2897

介護保険料の減免について

災害（震災、風水害、火災等）、病気、失業等で収入が減って、生活が著しく困難になり、一時的に介護保険料が納められなくなったときは、期間を区切り、収入基準等に基づき介護保険料が減額または免除になる場合があります。

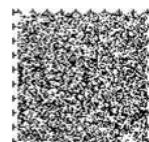
介護保険料の軽減について

収入が少なく、生活が困窮している人の介護保険料を軽減します。次の要件にすべて該当する人は、申請により、介護保険料の所得段階が第2段階または第3段階から第1段階になります。

要件

- ①介護保険料の所得段階が第2段階または第3段階であること
- ②世帯の前年1年間の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む。）、給与収入については収入金額を、その他の収入については所得に直した金額を合計した額が次の額以下であること。1人世帯は140万円以下、2人世帯は200万円以下、3人世帯は260万円以下のように、世帯人数が1人増えるごとに60万円加算した金額以下であること（家賃・地代は年間最高97万円まで控除します。）
- ③世帯の全ての預貯金合計額が、1人世帯は300万円以下、2人世帯は400万円以下、3人世帯は500万円以下のように、世帯人数が1人増えるごとに100万円加算した金額以下であること
- ④住民税が課税されている人に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料に滞納がないこと（ただし、分割納付誓約書を提出した場合は除く。）※過去に、誓約書のとおり分割納付が履行されていない場合は、申請できません。

問合せ 介護保険課 介護保険料係 3578-2891～2897



税金の控除

介護保険料や介護保険サービスの利用料等について、所得税・区民税の所得控除が受けられる場合があります。

控除の種類	内 容	問合せ先																																																																																																																																				
社会保険料控除	介護保険料として支払った金額は、社会保険料控除の対象となります。	介護保険課 介護保険料係 3578-2891～2897																																																																																																																																				
障害者控除・特別障害者控除	65歳以上で、原則として要介護区分が要介護1以上（生計を一にする配偶者、その他の扶養親族を含む）の人が、寝たきりまたは障害者に準ずる状態にあると認められる場合は、障害者手帳をお持ちでなくとも、障害者控除対象者認定書の交付により、（特別）障害者控除の対象となります。	各総合支所 区民課 保健福祉係																																																																																																																																				
医療費控除	<p>介護保険サービスの利用料等（生計を一にする配偶者その他の親族の利用料等を含む）は、確定申告の際に領収書を添付または提示すると、保険金や高額介護サービス費等で補てんされる金額を除き、医療費控除の対象となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>介護保険サービスの種類</th> <th>介護費用</th> <th>居住費</th> <th>食費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>訪問看護</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>介護予防訪問看護</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>訪問リハビリテーション</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>介護予防訪問リハビリテーション</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>居宅療養管理指導</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>介護予防居宅療養管理指導</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>通所リハビリテーション</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>(a) 介護予防通所リハビリテーション</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>短期入所療養介護</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>介護予防短期入所療養介護</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護（訪問看護を利用する場合のみ）</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>看護小規模多機能型居宅介護（上記のサービスを含む組み合わせに限る）</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>訪問介護（生活援助中心型を除く）</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>訪問型サービス</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>夜間対応型訪問介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護を利用しない場合のみ）</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>通所介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>通所型サービス</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>認知症対応型通所介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>居宅介護予防認知症対応型通所介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>地域密着型通所介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>小規模多機能型居宅介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>看護小規模多機能型居宅介護（③のサービスを含まない組み合わせに限る）</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>介護予防小規模多機能型居宅介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>訪問入浴介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>介護予防訪問入浴介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>短期入所生活介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>介護予防短期入所生活介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>介護老人福祉施設</td><td>D半額</td><td>D半額</td><td>D半額</td></tr> <tr><td>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</td><td>D半額</td><td>D半額</td><td>D半額</td></tr> <tr><td>介護老人保健施設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>介護医療院</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>※上記以外に、介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設に入所するための介護費用も対象になります。</p> <p>○…医療費控除の対象となります。 △…○（施設を除く）と同じ月に併用した場合のみ対象となります。なお、医療系サービスと併用しない場合でも、喀痰吸引が行われた場合は、利用者負担の1/10が医療費控除の対象となります。 ※特別な居住費・食費は対象となりません。</p> <p>6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、治療している医師が発行した【おむつ使用証明書】のあるもの。ただし、この控除が2年目以降の人は、医師に代わって、区が医療費控除の証明書を発行できる場合があります。</p>	介護保険サービスの種類	介護費用	居住費	食費	訪問看護	○			介護予防訪問看護	○			訪問リハビリテーション	○			介護予防訪問リハビリテーション	○			居宅療養管理指導	○			介護予防居宅療養管理指導	○			通所リハビリテーション	○		○	(a) 介護予防通所リハビリテーション	○	○	○	短期入所療養介護	○	○	○	介護予防短期入所療養介護	○	○	○	定期巡回・随時対応型訪問介護（訪問看護を利用する場合のみ）	○			看護小規模多機能型居宅介護（上記のサービスを含む組み合わせに限る）	○			訪問介護（生活援助中心型を除く）	△			訪問型サービス	△			夜間対応型訪問介護	△			定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護を利用しない場合のみ）	△			通所介護	△			通所型サービス	△			認知症対応型通所介護	△			居宅介護予防認知症対応型通所介護	△			地域密着型通所介護	△			小規模多機能型居宅介護	△			看護小規模多機能型居宅介護（③のサービスを含まない組み合わせに限る）	△			介護予防小規模多機能型居宅介護	△			訪問入浴介護	△			介護予防訪問入浴介護	△			短期入所生活介護	△			介護予防短期入所生活介護	△			介護老人福祉施設	D半額	D半額	D半額	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	D半額	D半額	D半額	介護老人保健施設	○	○	○	介護医療院	○	○	○	介護保険課 介護給付係 3578-2876～2880
介護保険サービスの種類	介護費用	居住費	食費																																																																																																																																			
訪問看護	○																																																																																																																																					
介護予防訪問看護	○																																																																																																																																					
訪問リハビリテーション	○																																																																																																																																					
介護予防訪問リハビリテーション	○																																																																																																																																					
居宅療養管理指導	○																																																																																																																																					
介護予防居宅療養管理指導	○																																																																																																																																					
通所リハビリテーション	○		○																																																																																																																																			
(a) 介護予防通所リハビリテーション	○	○	○																																																																																																																																			
短期入所療養介護	○	○	○																																																																																																																																			
介護予防短期入所療養介護	○	○	○																																																																																																																																			
定期巡回・随時対応型訪問介護（訪問看護を利用する場合のみ）	○																																																																																																																																					
看護小規模多機能型居宅介護（上記のサービスを含む組み合わせに限る）	○																																																																																																																																					
訪問介護（生活援助中心型を除く）	△																																																																																																																																					
訪問型サービス	△																																																																																																																																					
夜間対応型訪問介護	△																																																																																																																																					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護を利用しない場合のみ）	△																																																																																																																																					
通所介護	△																																																																																																																																					
通所型サービス	△																																																																																																																																					
認知症対応型通所介護	△																																																																																																																																					
居宅介護予防認知症対応型通所介護	△																																																																																																																																					
地域密着型通所介護	△																																																																																																																																					
小規模多機能型居宅介護	△																																																																																																																																					
看護小規模多機能型居宅介護（③のサービスを含まない組み合わせに限る）	△																																																																																																																																					
介護予防小規模多機能型居宅介護	△																																																																																																																																					
訪問入浴介護	△																																																																																																																																					
介護予防訪問入浴介護	△																																																																																																																																					
短期入所生活介護	△																																																																																																																																					
介護予防短期入所生活介護	△																																																																																																																																					
介護老人福祉施設	D半額	D半額	D半額																																																																																																																																			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	D半額	D半額	D半額																																																																																																																																			
介護老人保健施設	○	○	○																																																																																																																																			
介護医療院	○	○	○																																																																																																																																			

※所得控除全般については、税務署にお問合せください。

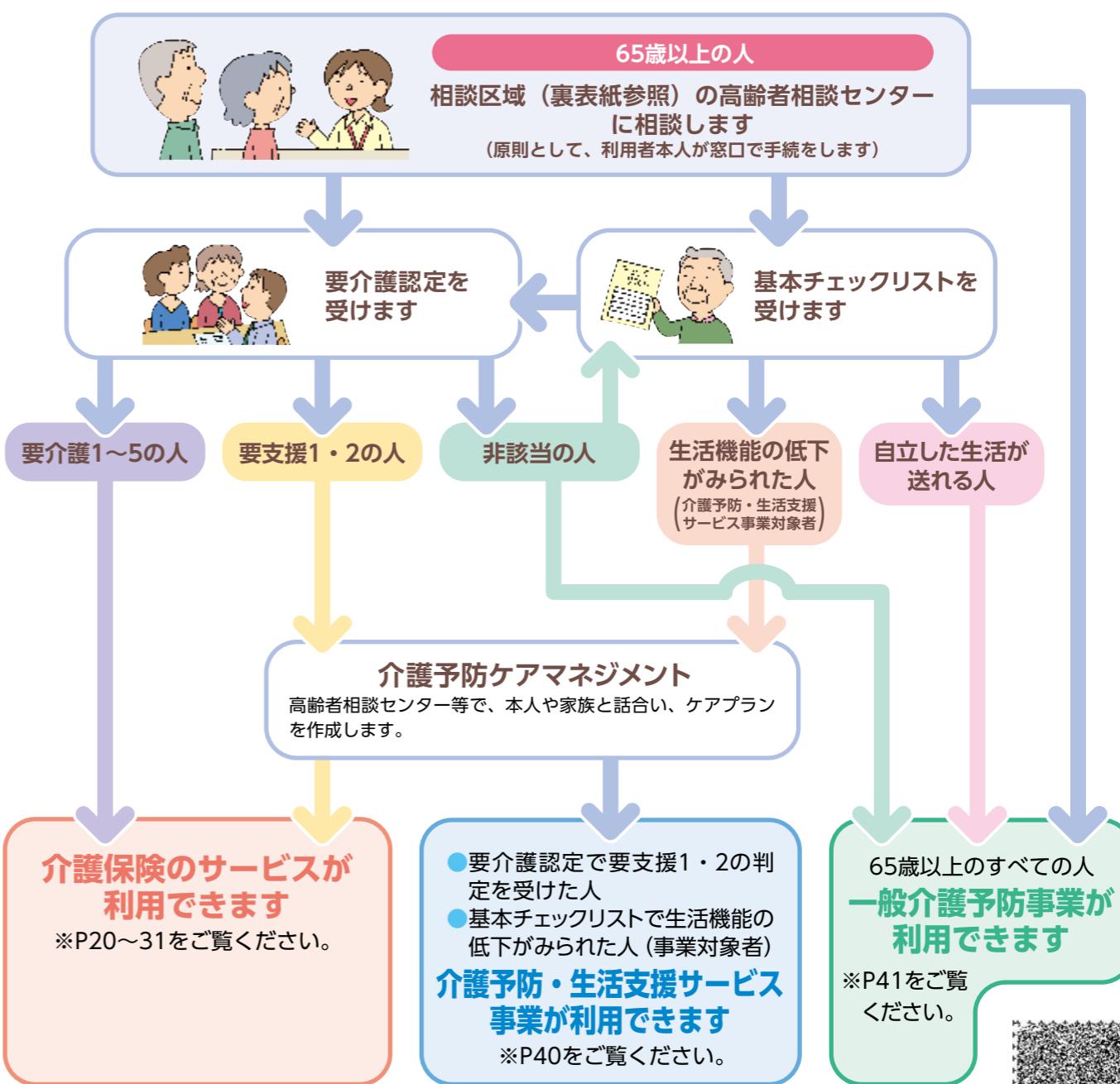
芝税務署 (3455) 0551
麻布税務署 (3403) 0591

介護予防・日常生活支援総合事業

■総合事業

総合事業は、高齢者の介護予防と日常生活の支援を目的とした事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。要介護認定を受けていなくても、必要と判断されれば介護サービスが利用できます。まずは、相談区域（裏表紙参照）の高齢者相談センターにご相談ください。

■利用の流れ



介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、利用者が自分でできることが増えるように、食事や洗濯等の支援を行います。

訪問介護サービス	生活援助サービス	相互支援サービス (住民主体型介護予防事業)
ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。	ホームヘルパー等（一定の研修受講者を含む）が調理、洗濯、掃除、買物等の生活援助を行います。	住民等が話し相手となり、話を聞きながら洗濯や掃除等の簡単な生活援助を行います。
■利用者負担のめやす ^(※1) 週1回程度 1,341円／月	■利用者負担のめやす ^(※1) 1回 259円	■利用者負担 1回 200円
介護サービス事業者によるサービス	介護サービス事業者によるサービス	・シルバー人材センターへ登録した住民によるサービス（要研修） ・高齢者の単身世帯または高齢者のみ世帯が対象

(※1) 利用者負担は、1割負担の場合です。



問合せ 各高齢者相談センター（裏表紙参照）／高齢者支援課 介護予防推進係 3578-2930

一般介護予防事業

みんなの教室 ■利用者負担 なし

事業名	内容
やわらかボール体操教室	ボール運動により、骨盤底筋を鍛えて尿もれ予防効果を高めます。
頭とからだの健康教室	グループワークと体操で、認知症予防効果を高めます。
男性のための料理教室*	料理の基本を学び、食の自立を支援します。
はじめてのスイーツ教室*	お菓子づくりのレシピを学び、認知機能の維持向上を図ります。
膝痛予防改善教室*	筋力アップによる膝痛の予防・改善を図ります。
腰痛予防改善教室*	柔軟性、筋力アップ等により、腰痛の予防・改善を図ります。
肩こり予防改善教室*	全身運動やストレッチにより、肩こりの予防・改善を図ります。
動きやすいからだづくり*	主に大きく背骨を動かす運動等を行い、全身を楽に動かせるように整えます。

(※は60歳から参加できます。)

通所型サービス

●通所介護サービス

高齢者在宅サービスセンター等の通所介護施設で、食事や入浴等の介護サービス、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います。

■利用者負担（1割負担の場合）のめやす 週1回程度 1,960円／月+食費等

●みんなの俱楽部（住民主体型介護予防事業）

区が養成した介護予防リーダー（住民）が企画・実施する様々なプログラムを楽しみながら、体も動かし介護予防にも取り組める講座です。

■利用者負担 内容等により実費負担あり

●みんなと元気塾（原則、一般介護予防事業と併用はできません）

いきいきプラザ等で、専門職が生活機能の改善や向上のためのトレーニングや講義等を行う各種講座です。原則、継続して参加できません。

■利用者負担 なし

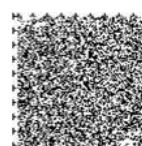
事業名	内容
はじめてのマシントレーニング講座	運動の機会がなく、筋力や体力の低下がみられる人に、マシンを使用することで重力の負荷を軽減し、柔軟性、筋力、体力の向上を図る講座です。
バランストレーニング 足腰元気講座	筋力、バランス力を高める運動により、下肢の筋力を鍛え、転倒、骨折の予防や不安軽減を図る講座です。
体力アップ トレーニング講座	運動の機会がない人向きの、負担が少ない全身トレーニングです。ストレッチや有酸素運動を行い、運動を習慣化して、体力の維持向上を図る講座です。
水中トレーニング講座	水の浮力を利用し、関節や下肢への負担を軽減して、筋力を強化する運動を行います。膝痛や腰痛がある人に適した講座です。
みんなの食と 健口（けんこう）講座	噛む力や飲み込む力等の口腔機能向上と口腔衛生、栄養状態の改善を図る講座です。簡単な体操も行います。

●みんなでトレーニング ■利用者負担 なし

事業名	内容
セルフマシントレーニング	経験者向けのマシントレーニングです。自分に合ったマシントレーニングを自主的に継続できるようになります。
ミニ健30 ～自宅でもできる健康トレーニング30分～*	自宅でもできる簡単なトレーニングを行い、下肢筋力の向上を図ります。
健康トレーニング*	楽しく体を動かしながら、筋力や柔軟性、バランス力の向上を図ります。トレーニングを続けることで、生活機能の維持向上につながります。
健康サーキットトレーニング*	様々なトレーニングを連続・循環（サーキット）して行うことで、総合的な体力アップをめざします。比較的高い体力を有する人向きです。
マシントレーニング入門 ～めざせ！アクティビシニア～	マシンの使い方や正しいフォームの習得をめざします。また、身近な施設で自主的に継続して取り組めるようになります。
水中健康トレーニング*	水の浮力を利用して、関節や下肢の負担を軽減しながらバランス力や体力の維持向上をめざします。

(※は60歳から参加できます。)

問合せ 高齢者支援課 介護予防推進係 3578-2930



高齢者相談センター

介護予防や地域の高齢者の総合的な相談の拠点として、各地区に「高齢者相談センター（地域包括支援センター）」が設置されています。

「高齢者相談センター」では、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等が中心となって、高齢者の支援を行います。それぞれの職種の専門分野の仕事だけを行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的に高齢者を支えます。

高齢者相談センターが行うおもな事業

● さまざまな問題への相談（総合相談）

介護保険制度や区のサービスの説明、受付、高齢者や家族等から相談を受け、必要なサービスや機関を紹介します。

● 介護予防の取り組み（介護予防ケアマネジメント）

介護予防や健康づくりのための取組、介護予防ケアプランの作成等を行います。

● 高齢者の権利（権利擁護）

振り込め詐欺や悪質商法の被害にあわないように、警察や消費者センターと協力して対応します。
また、高齢者虐待の相談・防止の取組、認知症等により、判断能力が低下している人の支援を行います。

● 地域ネットワークの強化と活用（包括的・継続的ケアマネジメント）

さまざまな関係機関との連携や、地域のケアマネジャーの仕事が円滑にできるよう、支援、指導を行います。

受付時間 月～土曜日 午前9時～午後7時30分

日、祝日、年末年始 午前9時～午後5時

※在宅介護や介護予防に関する電話での相談は、上記時間外も可能です。

受付窓口 各高齢者相談センターの相談区域や連絡先は、裏表紙をご覧ください。

在宅療養相談センター

在宅療養生活全般に渡る、医療・療養・介護に関する相談に応じます。

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時（土、日、祝日、年末年始は除く）

受付窓口 在宅療養相談センター TEL：6435-0758 FAX：5476-0208
港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦1階

成年後見利用支援センター「サポートみなど」

認知症・知的障害・精神障害等で判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度や福祉サービス利用援助事業に関するご相談をお受けしています。電話や来所による相談の他、必要に応じてご自宅等への訪問も行っています。

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始は除く）

受付窓口 港区社会福祉協議会 成年後見推進係 成年後見利用支援センター「サポートみなど」
TEL：6230-0283 FAX：6230-0285
港区六本木5-16-45 麻布地区総合支所2階

福祉総合窓口

各総合支所区民課の「福祉総合窓口」では、福祉に関する全てのご相談をお受けし、保健師等の専門職員や福祉関係機関等と連携して支援します。

ご相談日時は事前に区ホームページから予約することもできます。



◀このマークが目印です。



◀福祉総合窓口受付予約システム

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時（土、日、祝日、年末年始は除く）

相談窓口		電 話
芝地区総合支所	区民課	保健福祉係 生活福祉係
麻布地区総合支所	区民課	保健福祉係 生活福祉係
赤坂地区総合支所	区民課	保健福祉係 生活福祉係
高輪地区総合支所	区民課	保健福祉係 生活福祉係
芝浦港南地区総合支所	区民課	保健福祉係 生活福祉係

介護保険サービスに関する苦情・相談

サービス内容への不満や事業所に対する苦情相談窓口のご案内です。

● 事業者・施設の苦情相談窓口

利用者や家族からの苦情を受けたときは、迅速に対応することが義務付けられています。

● ケアマネジャー（介護支援専門員）

サービス内容への不満や疑問に対して相談に応じ、サービス事業者との調整を行います。

● 区の苦情・相談窓口

■ 介護保険課介護事業者支援係

介護保険サービスの内容についての苦情や相談・施設内での虐待の相談を受付けています。必要に応じて事業者から報告を求め、将来に向けた介護サービスの質の向上のための指導、助言を行います。

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 **受付窓口** TEL：3578-2821

■ 高齢者支援課介護予防推進係

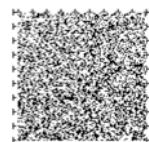
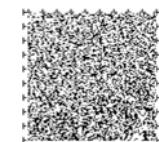
介護予防・日常生活支援総合事業についての苦情・相談を受付けています。

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 **受付窓口** TEL：3578-2930

● 東京都国民健康保険団体連合会

介護保険サービスの苦情に対応する専門機関です。受けた苦情について調査し、必要に応じて事業者を指導します。

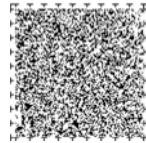
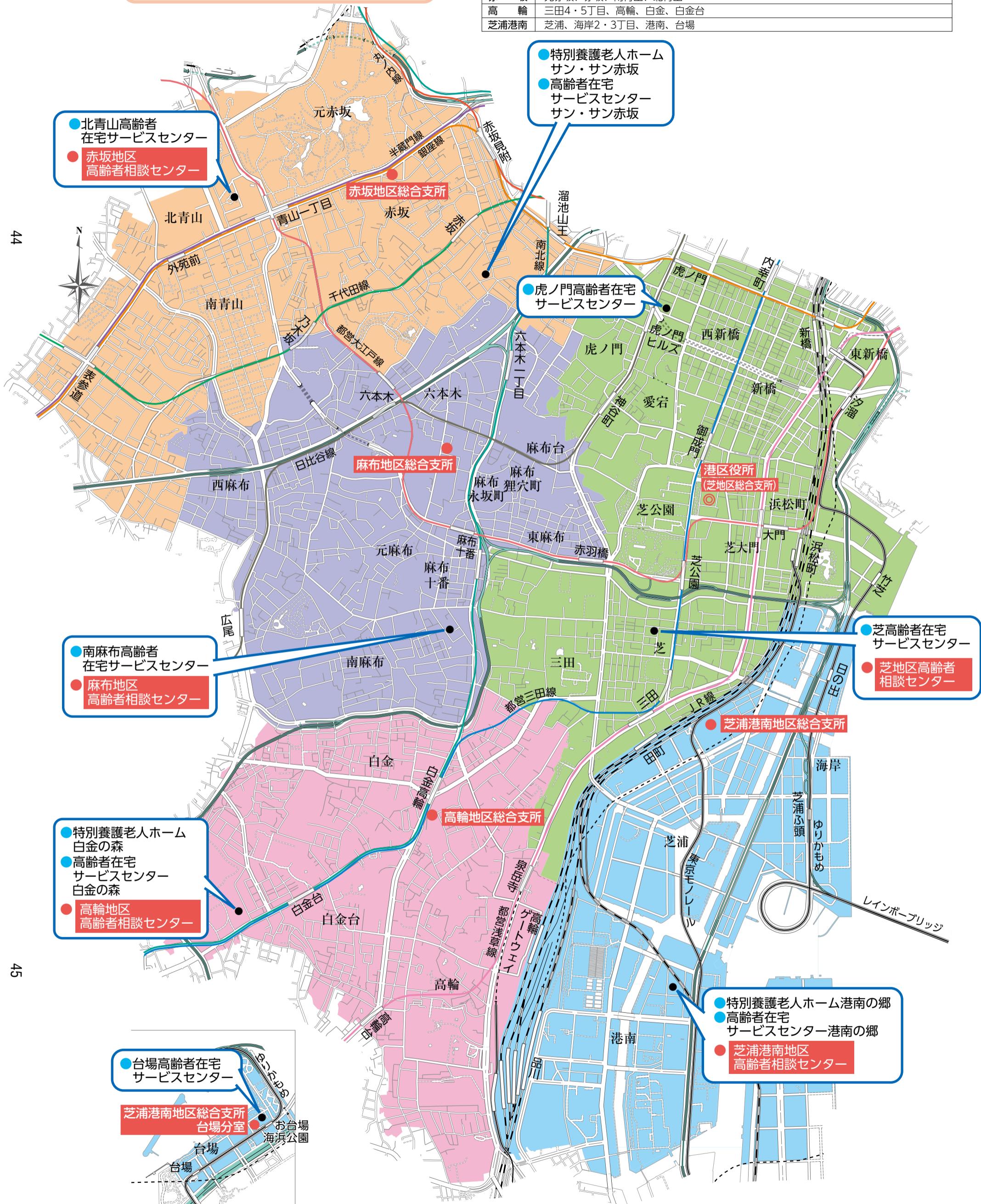
受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時 **苦情相談窓口** TEL：6238-0177



日常生活圏域図

管轄区域	町名
芝	芝、海岸1丁目、東新橋、新橋、西新橋、三田1~3丁目、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕
麻布	東麻布、麻布台、麻布狸穴町、麻布永坂町、麻布十番、南麻布、元麻布、西麻布、六本木
赤坂	元赤坂、赤坂、南青山、北青山
高輪	三田4・5丁目、高輪、白金、白金台
芝浦港南	芝浦、海岸2・3丁目、港南、台場

44



● 介護サービス事業所一覧 ●

※介護サービスには介護予防も含みますが、扱っていない場合もありますので詳細はお問合せください。

※事業所一覧は、令和6年2月1日現在の情報をもとに掲載しています。

居宅介護支援 (54事業所)

事業所名	所在地	電話番号
ケアマネステーション・あんしんサイト	港区芝1-10-11 コスモ金杉橋ビル9階	03-6435-0791
港ケア・メイト	港区芝2-5-28 芝公園住宅101	03-5765-5734
ポム	港区芝2-27-8 芝マンション403	03-6459-4730
あおぞら港事業所	港区芝5-13-5 F・D三田ビル1階	03-5484-1195
コスモスケアステーション	港区新橋6-5-4 DIKマンション新橋701	03-5405-1910
居宅介護支援事業所 さくら川	港区新橋6-19-2 福祉プラザさくら川	03-3433-0191
芝診療所 居宅介護支援事業所	港区新橋6-19-21 芝診療所5階	03-5777-2735
ケアプランみなと	港区西新橋1-20-3 虎ノ門法曹ビル地下1階	03-5501-2507
三田在宅診療クリニック付属 居宅介護支援事業所	港区三田1-2-18 TTD PLAZA7階	03-6400-5222
居宅介護支援事業所こめつづじ	港区三田1-3-44 ラクラス麻布十番1階002	03-6665-8920
居宅介護支援事業所 済生会三田訪問看護ステーション	港区三田1-4-17 東京都済生会中央病院北棟7階	03-3451-8936
マイ トーキョータワー クラブ	港区三田2-10-6 三田レオマビル3階	03-5730-3111
トータルケアサービス高輪事業所	港区三田3-7-16 御田八幡ビル1階	03-5427-5835
ケアプランセンター くらしさ芝大門	港区芝大門1-2-9 ポートビル4階	03-6453-0623
ケアネスト	港区芝大門1-11-9 ライオンズマンション芝公園601	03-3433-0270
清水薬局 指定居宅介護支援事業者	港区芝大門2-3-15	03-3431-0877
グッドライフケア 港	港区東麻布1-7-3 第二渡邊ビル2階	03-6441-0895
港区あんしん介護センター	港区麻布台3-4-10 麻布誠工社ビル4階	03-3560-3322
アステイジ	港区麻布十番2-16-11 麻布十番2Aビル202	03-6809-6684
マスマヤケアセンター	港区南麻布2-9-17	03-3446-6652
居宅介護支援事業所 麻布	港区南麻布2-10-21	03-3455-8135
結ケアプランセンター広尾	港区南麻布4-2-18 南麻布四丁目テラス左	03-6450-4041
居宅介護支援事業所 洛和ヴィラ南麻布	港区南麻布4-6-1-北棟	03-6408-8674
麻布ケアサポート	港区六本木3-9-5-4階	03-3403-3637
マイ・ケアプランセンター東京	港区六本木3-15-7 ドミパルファンビル102	03-5549-2878
88ケアサービス	港区六本木3-16-35 イースト六本木704	03-6434-5885
ケアデザイン スマート	港区六本木5-18-19 グランメール六本木201	03-5114-6175
悠々ケア 六本木	港区六本木6-5-25-3階	03-6447-5047
緑祥	港区赤坂6-4-17	03-3585-4467
アイム介護福祉支援センター	港区赤坂7-10-9 第四文成ビル701	03-6807-4881
あいハート	港区赤坂9-6-28-704	03-3408-8247
ハーツケアプランスペース	港区南青山2-21-36 南青山ガーデンコート201	03-5770-5179
やまぶきケア	港区南青山2-27-8-203	03-6432-9321
ケアプラン百満	港区南青山3-7-5 アルプスプラザ203	03-6804-1072
ケア21 南青山	港区南青山7-12-9 スペース朱 102号室	03-6419-3721
ホスピタルケア白金高輪	港区三田5-15-15 志賀モールディング第4	03-6277-1187
栄光ライフケアサポート	港区三田5-16-3	03-3444-8802
たけのこ介護サービス 港	港区高輪2-1-2 高輪ハイツ601	03-6447-7541
居宅介護支援事業所 小池	港区高輪2-4-13 エスパワール高輪103	03-3447-0815
茜ケアステーション	港区高輪2-14-9 三愛ビル梅館201	03-5422-8971

芝地区

麻布地区

赤坂地区

高輪地区

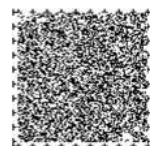
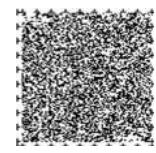
事業所名	所在地	電話番号
居宅介護支援事業所 すばる	港区高輪3-2-3 T323プレイスビル2階	03-5789-2788
LINKS	港区高輪3-6-15-105	03-6456-2209
ワンダフルサポート居宅介護支援事業所	港区高輪4-8-11 高輪マンション303	03-5422-7591
ニチイケアセンターしづかね	港区白金3-3-1	03-5447-1574
シティインデックスホスピタリティ居宅介護支援事業所	港区白金6-16-6 ザ・レジデンス白金スイート4階	03-5449-7575
K港ステーション	港区白金台2-23-4	03-3444-1743
アーコードケアプランセンター	港区白金台3-2-16 カーサ・デ・ベントーナ102	03-5860-2650
浅野ケアマネステーション	港区白金台5-13-31-2A	03-3443-4450

訪問介護 (67事業所)

事業所名	所在地	電話番号
訪問介護事業所 くるみ	港区芝1-9-2-303	03-6823-8612
ヘルパーステーション あんしんサイト	港区芝1-10-11 コスモ金杉橋ビル9階	03-6435-0791
港ケア・メイト	港区芝2-5-28 芝公園住宅101	03-5476-9601
ポム	港区芝2-27-8 芝マンション403	03-5419-6970
あおぞら港事業所	港区芝5-13-5 F・D三田ビル1階	03-5484-1195
エリーズセンドケア	港区芝5-20-7 グランドメゾン三田210	03-3456-2477
快活介護センター	港区東新橋2-10-10-714	03-6457-1915
コスモスケアステーション	港区新橋6-5-4 DIKマンション新橋701	03-5405-1910
訪問介護ステーションさくら川	港区新橋6-19-2	03-3433-0184
こめつづじ会訪問介護事業所	港区三田1-3-44 ラクラス麻布十番1階002	03-6665-8922
ミライ ケア	港区三田2-17-29 オーロラ三田705	03-6435-1545
トータルケアサービス高輪事業所	港区三田3-7-16 御田八幡ビル1階	03-5427-5835
ケアリツツ神谷町	港区芝公園3-5-11 グリーンビルⅡ-101	03-6441-0875
グッドライフケア訪問介護 港	港区東麻布1-7-3 第二渡邊ビル2階	03-6441-0895
モン・クール	港区東麻布1-26-5-702	03-3505-1073
港区あんしん介護センター	港区麻布台3-4-10 麻布誠工社ビル4階	03-3560-3322
訪問介護事業所 サクラ	港区麻布十番1-5-11 紅梅ハウス502	03-6804-3045
アステイジ	港区麻布十番2-16-11 麻布十番2Aビル202	03-6809-6770
介護ステーションぶらんち	港区麻布十番3-6-10-403	03-6400-5822
セコムケアステーションみなと	港区南麻布2-2-13 麻布ハイプラザ305	03-5444-2021
えがお	港区南麻布2-2-13-702	03-5439-6686
マスマヤケアセンター	港区南麻布2-9-17	03-3446-6652
ケアリツツ麻布	港区西麻布1-3-18 ハレのぐちビル201	03-6447-5211
フジケア麻布ステーション	港区西麻布1-15-16-204	03-3470-2317
SOMPOケア 港 訪問介護	港区六本木3-6-14 六本木不動坂ビル1階	03-5575-5701
ドリームメット	港区六本木3-15-2 ライオンズマンション六本木第3-105	03-6435-5692
88ヘルパーステーション	港区六本木3-16-35 イースト六本木704	03-6434-5885

麻布地区

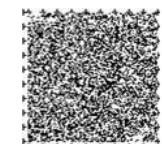
介護サービス事業所一覧



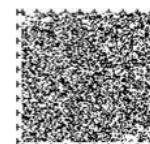
	事業所名	所在地	電話番号
麻布地区	悠々ケア 六本木	港区六本木6-5-25	03-6447-5047
	ひなた介護	港区六本木6-8-15 第2五月ビル301	03-5414-1765
赤坂地区	ホームインステッド港	港区元赤坂1-1-7 オリエント赤坂モートサイド809	03-5843-1705
	山王介護センター	港区赤坂2-10-16-4階A	03-6435-5022
	緑祥	港区赤坂6-4-17	03-3585-4467
	ヘルパーステーションレッズ	港区赤坂6-4-19 サントミビル1階	03-5797-7253
	アイム介護福祉支援センター	港区赤坂7-10-9 第四文成ビル701	03-6807-4882
	青山介護ヘルパーズ	港区赤坂8-13-24 赤坂檜町レジデンス107	03-6447-5273
	フォーリーフ・ライフケアサービス	港区赤坂9-6-30-303	03-3403-3332
	やまぶきケア	港区南青山2-27-8-203	03-6432-9321
	Carer訪問介護	港区南青山3-4-2 BASE南青山207	03-6427-1452
	エヌエー ケア ステーション	港区南青山7-8-8-801	03-6450-6348
高輪地区	ケア21 南青山	港区南青山7-12-9 スペース朱102	03-6419-3721
	ホスピタルケア白金高輪	港区三田5-14-1	03-6277-0606
	たけのこ介護サービス 港	港区高輪2-1-2 高輪ハイツ601	03-6447-7542
	フェリス訪問介護	港区高輪2-1-11-119	03-6277-0739
	ケアリツ田町	港区高輪2-1-26 一色ビル3階	03-6275-1025
	茜ケアステーション	港区高輪2-14-9 三愛ビル梅館201	03-5422-8971
	高輪介護	港区高輪2-15-11 高輪ホワイトマンション609	03-3445-7393
	はなみずき	港区高輪2-15-31 高輪グランドパームス204	03-5792-5874
	すばる介護センター	港区高輪3-2-3 T323プレイスビル2階	03-5789-2786
	ハービー＆マックローリン・陽だまり介護センター	港区高輪3-19-23-702	03-3473-6896
芝浦港南地区	ケアメイト港訪問介護事業所	港区高輪4-8-9 りぶ高輪503	03-6450-2585
	稻穂の里	港区高輪4-11-24 ヒルズ高輪B101	03-6432-5889
	なないろケアセンター白金	港区白金3-1-11	03-6456-3286
	ニチイケアセンターしろかね	港区白金3-3-1	03-5447-1574
	はなたばケア	港区白金3-9-6 登坂ビル2階-中	03-6456-2946
	シティインデックスホスピタリティ訪問介護事業所	港区白金6-16-6 ザ・レジデンス白金スイート4階	03-5449-7575
	訪問介護事業所合同会社ヘルパー屋	港区白金台2-7-13-202 今道マンション	03-6721-7035
	K港ステーション	港区白金台2-23-4	03-3444-1733
	ベストケア	港区白金台2-26-10 グリーンオーク高輪台3階	03-5447-8873
	アーコードケアセンター	港区白金台3-2-16 カーサ・デ・ベンターナ102	03-6451-2938
芝浦港南地区	あひる介護	港区芝浦1-14-13 シャンティ・イト-404	03-6450-3001
	エンジェルケアプラン	港区芝浦2-17-2 田町竹芝ハイツ201	03-5442-9800
	キヨタ芝浦介護サービス	港区芝浦4-3-4 田町きよたビル3階	03-5440-7288
	ベル・ハートサポート	港区芝浦4-9-18 グランドパレス田町316	03-6426-8891
	GTLケアサービス芝浦アイランド	港区芝浦4-20-4	03-3798-4403
	キューピット	港区海岸3-2-9 サンハイム田町302	03-6877-0584
	アクティブ つるかめ介護	港区海岸3-21-9 ALBA802	03-6459-1666
	ファミリーケア みたて	港区港南4-5-3	03-5463-8616

訪問入浴介護(1事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
芝	セントケア浜松町	港区浜松町2-2-15 浜松町ダイヤハイツ203	03-5402-5001



訪問看護(40事業所)			
	事業所名	所在地	電話番号
芝地区	メディカルステーション くるみ	港区芝1-9-2-303	03-6823-8612
	ホームナースステーション in 芝公園	港区芝2-26-5 国見土木ビル202	03-6455-6893
	リハビリの風訪問看護ステーション みなと	港区芝3-6-5	03-6435-4763
	おうちナース プリュム	港区芝3-13-1 MKビル502	03-6435-2215
	訪問看護ステーション ブラキオ	港区芝3-17-2 青木ハイツ401	03-6317-2883
	芝診療所	港区新橋6-19-21	03-3432-8701
	メディホ訪問看護ステーション三田	港区三田1-2-18 TTD PLAZA 7F	03-6400-5221
	済生会三田訪問看護ステーション	港区三田1-4-17 東京都済生会中央病院北棟7階	03-3451-8939
	訪問看護ステーション はなみずき	港区三田2-7-7 ザ・パームス三田502	03-6722-6613
	ガイア訪問看護ステーション 港	港区浜松町1-19-4 佐藤ビル1階	03-6435-7940
麻布地区	神谷町訪問看護ステーション	港区虎ノ門3-25-3 芝ロイヤル307	03-6452-9971
	プレモ訪問看護リハビリステーション	港区東麻布2-29-11 シャローム東麻布103	03-6441-3917
	みる見る訪問看護ステーション	港区南麻布4-4-21-102	03-6450-3307
	LCC訪問看護ステーション	港区西麻布1-14-2 犬田ビル202	03-6447-1460
	麻布ケア訪問看護ステーション	港区六本木3-9-5-4階	03-3403-3637
	ナースステーション東京	港区六本木3-15-7 ドミパルファンビル102	03-5549-2878
赤坂地区	88訪問看護ステーション	港区六本木3-16-35 イースト六本木704	03-6434-5885
	悠久ナーシング 六本木	港区六本木6-5-25	03-6447-5290
高輪地区	Carer 訪問看護	港区南青山3-4-2 BASE南青山207	03-5786-2671
	青山メディアケア訪問看護ステーション	港区南青山7-13-6 青山メディアケア1階	03-6450-6799
	訪問看護ステーション おりおん	港区北青山1-2-18 大富外苑コープ6A	03-5772-8675
	北青山PSW訪問看護ステーション	港区北青山1-4-1	03-4400-2796
高輪地区	訪問看護ステーションみなもと	港区三田4-6-3	03-6456-4968
	リハビリ訪問看護ステーション陽花	港区高輪2-16-36 高輪チトセハイツ305	03-6721-7160
	東京高輪病院附属訪問看護ステーション	港区高輪3-10-11	03-5447-5114
	ハービー＆マックローリン・陽だまり訪問看護ステーション	港区高輪3-19-23-702	03-5791-1435
	村上クリニック	港区高輪3-21-19	03-5421-2250
	訪問看護ステーション 蒼-AO-	港区高輪3-24-21 DK品川ビル4階	03-6408-5144
	フレアス訪問看護ステーション リファイン白金高輪	港区白金3-10-9 豊月ハウス1	03-6409-6034
	テラナーシングステーション	港区白金3-13-7-303	03-6277-0888
	ソフィアメディ訪問看護ステーション白金高輪	港区白金4-10-2	03-5447-3503
	訪問看護ステーションいつき～樹～	港区白金6-10-11 白金レジデンス102	03-6432-5354
芝浦港南地区	訪問看護ステーション ナースであるしん	港区白金台1-1-45-4階	03-5475-7720
	サンアイズ訪問看護ステーション	港区白金台2-23-4 3階	03-6277-1725
	のばたん訪問看護ステーション	港区白金台3-15-5-701	03-5447-2265
	白金通り在宅ケアセンター訪問看護ステーション	港区白金台4-19-20	03-6450-3717
	さわやか訪問看護ステーション	港区白金台5-10-13 メゾンITO地下1階	03-6812-6087
	キヨタナースステーションみなと	港区芝浦4-3-4 田町きよたビル3階	03-5440-5512
芝浦港南	芝浦アイランド内科クリニック	港区芝浦4-20-4 芝浦アイランドブルームホームズ2階	03-5730-0221
	医療法人財団宙麦会 訪問看護ステーションすてら	港区台場1-5-4 トミンハイム台場五番街4号棟202	03-6457-2969



訪問リハビリテーション(7事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
芝	みなど風クリニック	港区芝3-6-5 昇岐商事邸2階	03-5730-1207
	訪問リハビリテーション 新橋ばらの園	港区新橋6-19-2	03-3433-0182
麻布地区	古川橋病院	港区南麻布2-10-21	03-6705-6890
	介護老人保健施設 ルネサンス麻布	港区南麻布2-10-21	03-3453-5015
	洛和ヴィラサラサ訪問リハビリテーション	港区南麻布4-6-1	03-6408-8676
赤坂	山王病院リハビリテーションセンター	港区赤坂8-10-16	03-3402-0720
	アットホーム表参道クリニック	港区北青山2-12-31 第3イノセビル地下1階、2階	03-5785-3408

通所介護(デイサービス)(18事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
芝地区	港区立芝高齢者在宅サービスセンター	港区芝3-24-5	03-5232-0848
	デイサービス グッドライフケア汐留	港区東新橋2-18-3 ルネパルティーレ汐留1階	03-3434-7701
	デイサービスセンター 新橋さくらの園いきいき	港区新橋6-19-2	03-3433-0185
	デイサービスセンター友の里三田	港区三田3-7-16 御田八幡ビル1階	03-5427-5837
	港区立虎ノ門高齢者在宅サービスセンター	港区虎ノ門1-21-10	03-3539-3710
麻布地区	港区立南麻布高齢者在宅サービスセンター	港区南麻布1-5-26	03-5232-9672
	介護予防機能訓練施設 エクゼマ布(総合事業のみ)	港区南麻布2-10-21-6階	03-6835-2592
	通所生活介護事業所 洛和デイセンター南麻布	港区南麻布4-6-1-北棟	03-6408-8966
赤坂	港区立高齢者在宅サービスセンター サン・サン赤坂	港区赤坂6-6-14	03-5561-7831
	港区立北青山高齢者在宅サービスセンター	港区北青山1-6-1	03-5410-3410
高輪地区	ステップリハビリ・高輪	港区高輪3-6-23 エステート高輪101	03-5449-2930
	品川フィットネスクラブデイサービスセンター	港区高輪4-1-18	050-3802-3392
	ニチイケアセンターしろかね	港区白金3-3-1	03-5447-1572
芝浦港南地区	港区立高齢者在宅サービスセンター 白金の森	港区白金台5-20-5	03-3449-9615
	リハの郷 三田	港区芝浦4-4-27 三田ナショナルコート1階	03-5765-5465
	港区立高齢者在宅サービスセンター 港南の郷	港区港南3-3-23	03-3450-5571
	デイサービスセンター みたて	港区港南4-5-3 都営港南四丁目アパート3	03-5463-8521
	港区立台場高齢者在宅サービスセンター	港区台場1-5-5	03-5531-0520

通所リハビリテーション(デイケア)(5事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
芝	通所リハビリテーション 新橋ばらの園	港区新橋6-19-2	03-3433-0196
麻布	ルネサンス麻布 通所リハビリテーション	港区南麻布2-10-21	03-3453-5015
	介護老人保健施設 洛和ヴィラサラサ	港区南麻布4-6-1-北棟	03-6408-8965
赤坂	赤坂山王メディカルセンター	港区赤坂4-1-26-W7階	03-6230-3701
	アットホーム表参道クリニック	港区北青山2-12-31 第3イノセビル地下1階、2階	03-3746-8881

短期入所生活介護(ショートステイ)(9事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
芝	特別養護老人ホーム 新橋さくらの園	港区新橋6-19-2	03-3433-0183
麻布	ショートステイ ありすの杜きのこ南麻布	港区南麻布4-6-1-南棟	03-5739-0585
	ショートステイ 洛和ヴィラ南麻布	港区南麻布4-6-1-北棟	03-6408-8677

	事業所名	所在地	電話番号
麻布地区	特別養護老人ホーム 南麻布シニアガーデン アリス	港区南麻布4-6-13	03-5843-0975
	特別養護老人ホーム 麻布慶福苑	港区南麻布5-1-20	03-3446-5501
	特別養護老人ホーム ベル	港区西麻布4-7-2	03-3499-2823
赤坂	港区立特別養護老人ホーム サン・サン赤坂	港区赤坂6-6-14	03-5561-7833
	港区立特別養護老人ホーム 白金の森	港区白金台5-20-5	03-3449-9611
	港区立特別養護老人ホーム 港南の郷	港区港南3-3-23	03-3450-5571

短期入所療養介護(ショートステイ)(3事業所)

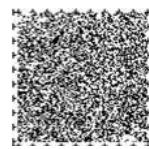
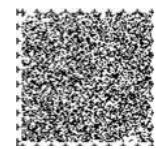
	事業所名	所在地	電話番号
芝	介護老人保健施設 新橋ばらの園	港区新橋6-19-2	03-3433-0182
麻布	介護老人保健施設 ルネサンス麻布	港区南麻布2-10-21	03-3453-5015
	介護老人保健施設 洛和ヴィラサラサ	港区南麻布4-6-1-北棟	03-6408-8676

福祉用具貸与・販売(9事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
芝地区	ヤマシタ港営業所	港区三田2-10-6 三田レオマビル3階	03-5730-3000
	セントケア りまいん 浜松町	港区浜松町2-2-15 浜松町ダイヤハイツ203	03-5402-5110
	ほのぼのらいふ 東京	港区芝大門1-2-9 ポートビル4階	03-6453-0623
	Deview	港区芝大門2-3-11 芝清水ビル2階	03-6809-1280
	長門屋商店	港区麻布十番1-5-25	03-3403-5619
麻布	フランスベッド メディカル六本木営業所	港区六本木4-1-16 六本木ハイツ2階	03-5575-2180
	Dfree公式ショップ	港区赤坂2-10-9 ラウンドクロス赤坂9階	03-5459-1295
	アイム介護福祉支援センター	港区赤坂7-10-9 第四文成ビル701	03-6807-4882
赤坂	スイファ	港区三田5-10-3	03-3451-2415

特定施設入居者生活介護(14事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
麻布地区	グランダ南麻布	港区南麻布1-23-1	0120-17-1165
	チャームプレミアグラン南麻布	港区南麻布3-6-5	03-5447-5460
	ケアハウス ありすの杜きのこ南麻布	港区南麻布4-6-1-南棟	03-5739-0585
	せらび有栖川	港区南麻布5-12-12	03-5795-4165
	アリア六本木	港区六本木7-19-6	0120-17-1165
赤坂	介護付有料老人ホーム プレザンリュクス南青山	港区南青山7-12-21	03-5774-9521
	ツクイ・ののあおやま	港区北青山3-4-3	03-5786-2771
	アリア高輪	港区高輪4-6-23	0120-17-1165
高輪地区	しまナーシングホーム白金	港区白金2-3-21	03-5798-2339
	ホスピタルメント白金	港区白金3-22-6	03-5860-2652
	シニアの杜・白金台	港区白金台2-13-5	03-5793-1717
	グランクレール芝浦ケアレジデンス	港区芝浦4-18-25	03-6453-9271
芝浦港南	グッドタイムリビング芝浦アイランド	港区芝浦4-20-4	03-3798-4400
	有料老人ホーム サニーライフ芝浦	港区港南5-5-35	03-6864-3600



介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(9事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
芝	特別養護老人ホーム 新橋さくらの園	港区新橋6-19-2	03-3433-0183
麻布地区	特別養護老人ホーム ありすの杜きのこ南麻布	港区南麻布4-6-1-南棟	03-5739-0585
	特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ南麻布	港区南麻布4-6-1-北棟	03-6408-8677
	特別養護老人ホーム 南麻布シニアガーデン アリス	港区南麻布4-6-13	03-5843-0975
	特別養護老人ホーム 麻布慶福苑	港区南麻布5-1-20	03-3446-5501
	特別養護老人ホーム ベル	港区西麻布4-7-2	03-3499-2823
赤坂	港区立特別養護老人ホーム サン・サン赤坂	港区赤坂6-6-14	03-5561-7833
高輪	港区立特別養護老人ホーム 白金の森	港区白金台5-20-5	03-3449-9611
芝浦南	港区立特別養護老人ホーム 港南の郷	港区港南3-3-23	03-3450-5571

介護老人保健施設(老人保健施設)(3事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
芝	介護老人保健施設 新橋ばらの園	港区新橋6-19-2	03-3433-0182
麻布	介護老人保健施設 ルネサンス麻布	港区南麻布2-10-21	03-3453-5015
	介護老人保健施設 洛和ヴィラサラサ	港区南麻布4-6-1-北棟	03-6408-8676

夜間対応型訪問介護(1事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
麻布	グッドライフケア24	港区東麻布1-7-3 第二渡邊ビル2階	03-6441-0895

定期巡回・随時対応型訪問介護看護(1事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
麻布	グッドライフケア24	港区東麻布1-7-3 第二渡邊ビル2階	03-6441-0895

認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)(5事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
芝	港区立芝高齢者在宅サービスセンター	港区芝3-24-5	03-5232-0848
	デイサービスセンター 新橋さくらの園なごみ	港区新橋6-19-2	03-3433-0185
赤坂	港区立高齢者在宅サービスセンター サン・サン赤坂	港区赤坂6-6-14	03-5561-7831
	港区立北青山高齢者在宅サービスセンター	港区北青山1-6-1	03-5410-3410
高輪	ニチイケアセンターしろかね	港区白金3-3-1	03-5447-1572

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(5事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
麻布	グループホーム ありすの杜きのこ南麻布Ⅰ・Ⅱ	港区南麻布4-6-1 ありすの杜南麻布南棟	03-5739-0585
赤坂	グループホーム 青山	港区南青山1-3-16-S2階	03-3402-3155
高輪	優っくりグループホーム高輪台	港区高輪3-10-16	03-6456-3982
	グループホームしろかね	港区白金3-3-1	03-5447-1573
芝浦南	グループホーム みたて	港区港南4-5-3 都営港南四丁目アパート3号棟	03-5463-8735

小規模多機能型居宅介護(4事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
麻布	小規模多機能型居宅介護 ありすの杜きのこ南麻布	港区南麻布4-6-1-南棟	03-5739-0585
赤坂	優っくり小規模多機能介護乃木坂	港区赤坂9-4-2 パークコート赤坂檜町2階	03-6804-5267
高輪	小規模多機能型居宅介護 こゆらり高輪	港区高輪1-5-38	03-5422-6921
	優っくり小規模多機能介護高輪台	港区高輪3-10-16	03-6456-3912

看護小規模多機能型居宅介護(1事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
赤坂	青山メディア複合型サービスケアセンター	港区南青山7-13-6	03-3486-0900

地域密着型通所介護(10事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
芝地区	デイサービスクローバー芝公園	港区芝2-23-2 ハッコウマンション1階	03-6722-0600
	レコードブック芝公園	港区芝2-27-11 パリオアクティブ1階	03-5765-2947
	ソラノイロ芝公園	港区芝3-25-5 芝園ハウス1階	03-6722-6574
	たまるやフィジックスタジオ	港区新橋1-18-14 三洋堂ビル5階	03-6206-1631
麻布地区	デイサービス inana	港区東麻布2-13-10 麻布エースビル1階	03-5797-7442
	デイサービスクローバー麻布十番	港区麻布十番3-10-1	03-6381-7575
	リハビリの風 エンジョイ麻布	港区南麻布2-6-23 エクセル南麻布101	03-6809-4850
赤坂	レコードブック赤坂	港区赤坂4-4-13 丹後フラット1階	03-5572-6707
	おとなの学校南青山校 デイサービスセンター	港区南青山2-11-9-1階	03-6447-0733
高輪	リハビリディステーション陽咲	港区白金6-6-3 ラ・ヴィエルジュ白金1階	03-3440-5885

地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(1事業所)

	事業所名	所在地	電話番号
麻布	特別養護老人ホーム南麻布シニアガーデン アリス	港区南麻布4-6-13	03-5843-0975

※この一覧に掲載されていない介護サービス事業所のサービスを利用することもできます。

※掲載の事業所でも、空き具合等により利用できない場合があります。

医療機関・介護サービス事業者検索システム

介護サービス事業者の最新情報を検索できます。上記に掲載した事業者のほか、港区外の介護サービス事業者のくわしい情報やサービスの空き情報等を見ることができます。周辺の地図から検索をしたり、利用したいサービスや事業所の所在地を絞り込んでの検索が可能です。事業者の選択に役立ちますので是非ご利用ください。

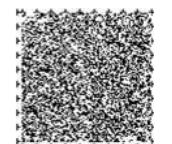
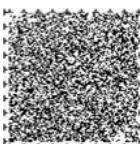


利用のしかた

港区のホームページ [https://www.city.minato.tokyo.jp] の

健康・福祉 ⇒ 福祉 ⇒ 介護サービス事業者の検索 ⇒ 介護サービス事業者 地図から検索

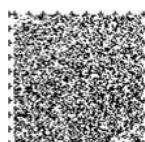
をクリックして検索画面にお入りください。



いろいろなお問合せ

- ・要介護・要支援認定申請
- ・高齢者サービスの相談・申請
- ・介護や医療、生活に関するさまざまな相談
- ・権利擁護に関すること

受付窓口	あなたのお住まい（相談区域）
●芝地区高齢者相談センター (芝地域包括支援センター) 電話 (5232) 0840 FAX (5446) 5857 所在地 芝3-24-5	芝 海岸1丁目 東新橋 新橋 西新橋 三田1~3丁目 浜松町 芝大門 芝公園 虎ノ門 愛宕
●麻布地区高齢者相談センター (南麻布地域包括支援センター) 電話 (3453) 8032 FAX (3453) 6269 所在地 南麻布1-5-26	東麻布 麻布台 麻布狸穴町 麻布永坂町 麻布十番 南麻布 元麻布 西麻布 六本木
●赤坂地区高齢者相談センター (北青山地域包括支援センター) 電話 (5410) 3415 FAX (5410) 3417 所在地 北青山1-6-1	元赤坂 赤坂 南青山 北青山
●高輪地区高齢者相談センター (地域包括支援センター白金の森) 電話 (3449) 9669 FAX (3449) 9668 所在地 白金台5-20-5	三田4・5丁目 高輪 白金 白金台
●芝浦港南地区高齢者相談センター (地域包括支援センター港南の郷) 電話 (3450) 5905 FAX (3450) 5909 所在地 港南3-3-23	芝浦 海岸2・3丁目 港南 台場
要介護認定申請、高齢者サービスの相談・申請	
受付窓口	あなたのお住まい
●芝地区総合支所 区民課 電話 (3578) 3111 所在地 芝公園1-5-25	港区全域
●麻布地区総合支所 区民課 電話 (3583) 4151 所在地 六本木5-16-45	
●赤坂地区総合支所 区民課 電話 (5413) 7011 所在地 赤坂4-18-13	
●高輪地区総合支所 区民課 電話 (5421) 7611 所在地 高輪1-16-25	
●芝浦港南地区総合支所 区民課 電話 (3456) 4151 所在地 芝浦1-16-1	



港区役所 ☎ (3578) 2111 (代表)

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。